

令和4年門真市議会第4回定例会

議案書

門真市

第4回定例会付議事件目次

ページ

第1 承認第11号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度門真市一般会計補正予算（第8号）について）	1
第2 承認第12号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度門真市一般会計補正予算（第9号）について）	17
第3 議案第54号	市道路線の認定について	34
第4 議案第55号	市道路線の変更について	36
第5 議案第56号	門真市クリーンセンターごみ焼却施設等基幹的設備改良工事及び包括管理運営事業基幹的設備改良工事請負契約の締結について	37
第6 議案第57号	門真市立こども発達支援センターの指定管理者の指定について	39
第7 議案第58号	門真市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	40
第8 議案第59号	門真市個人情報保護審査会条例の制定について	47
第9 議案第60号	門真市文化や情報とふれあう手話言語条例の制定について	53
第10 議案第61号	門真市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	56
第11 議案第62号	門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について	59
第12 議案第63号	門真市東部大阪都市計画地区計画（幸福東地区）の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	61
第13 議案第64号	門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部	

	改正について	64
第14	議案第65号 門真市情報公開条例の一部改正について	69
第15	議案第66号 門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等 に関する条例の一部改正について	73
第16	議案第67号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に について	76
第17	議案第68号 門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及 び門真市子どもの医療費の助成に関する条例の一 部改正について	87
第18	議案第69号 門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例 の一部改正について	90
第19	議案第70号 令和4年度門真市一般会計補正予算（第10号）	93
第20	議案第71号 令和4年度門真市国民健康保険事業特別会計補正 予算（第3号）	167
第21	議案第72号 令和4年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補 正予算（第1号）	185
第22	議案第73号 令和4年度門真市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)	201
第23	議案第74号 令和4年度門真市公共下水道事業会計補正予算 (第1号)	214
第24	議案第75号 人権擁護委員候補者の推薦について	236
第25	議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦について	238
第26	議案第77号 人権擁護委員候補者の推薦について	240
第27	議案第78号 人権擁護委員候補者の推薦について	242
第28	議案第79号 人権擁護委員候補者の推薦について	244

承認第11号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和4年度門真市一般会計補正予算（第8号）について

専決第9号

令和4年度門真市一般会計補正予算（第8号）について

令和4年度門真市一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和4年度門真市一般会計補正予算（第8号）

令和4年度門真市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,288,729千円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,546,329千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月27日 専決

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
14 国庫支出金		21,743,464	1,288,729	23,032,193
	2 国庫補助金	7,868,617	1,288,729	9,157,346
	歳 入 合 計	70,257,600	1,288,729	71,546,329

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		32,299,303	1,288,729	33,588,032
	1 社会福祉費	11,580,916	1,288,729	12,869,645
	歳 出 合 計	70,257,600	1,288,729	71,546,329

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	千円 32,299,303	千円 1,288,729	千円 33,588,032
歳出合計	70,257,600	1,288,729	71,546,329

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	千円 1, 470, 799	千円 1, 288, 729	千円 2, 759, 528
計	7, 868, 617	1, 288, 729	9, 157, 346

節		説	明
区 分	金 額		
57 電力・ガス・ 食料品等価格 高騰緊急支援 給付金給付事 業費補助金	千円 1,200,000	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金	千円
58 電力・ガス・ 食料品等価格 高騰緊急支援 給付金給付事 務費補助金	88,729	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事務費補助金	

14款 国庫支出金

3 歳 出

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 8,996,497	千円 1,288,729	千円 10,285,226	千円 1,288,729	千円	千円	千円
				国庫支出金 1,288,729			
計	11,580,916	1,288,729	12,869,645	1,288,729	0	0	0

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	千円 1,830	○生活保障と自立支援 価格高騰緊急支援給付金給付事業（新型コロナ対策） 1,288,729
11 需用費	100	
12 役務費	8,776	職員手当等 超過勤務手当 1,830
13 委託料	77,813	需用費 100
14 使用料及び賃借料	210	消耗品費 100
19 負担金補助及び交付金	1,200,000	役務費 8,776 通信運搬費 5,946 手数料 2,830 委託料 77,813 各種業務委託料（費用） 77,813 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付業務委託料 77,803 点字案内通知作成業務委託料 10 使用料及び賃借料 210 使用料及び賃借料（物件費） 210 備品等借上料 210 負担金補助及び交付金 1,200,000 交付金 1,200,000 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 1,200,000

3款 民生費

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(318) 864	452,355	3,033,322	2,748,088	6,233,765	1,200,123	7,433,888	
補正前	(318) 864	452,355	3,033,322	2,746,258	6,231,935	1,200,123	7,432,058	
比較	(-)	-	-	-	1,830	1,830	-	1,830

職員手当の 内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	100,652	454,687	268,836	81,151	118,068	876,686	565,396
補正前	100,652	454,687	267,006	81,151	118,068	876,686	565,396	
	比較	-	-	1,830	-	-	-	-
職員手当の 内訳	区分	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	
	補正後	68,441	204,679	4,811	1,419	2,941	321	
補正前	68,441	204,679	4,811	1,419	2,941	321		
	比較	-	-	-	-	-	-	

ア 会計年度任用職員以外の職員 () 内は、短時間勤務職員 (外書き)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(-)	767	2,882,317	2,590,928	5,473,245	1,068,053	6,541,298
補正前	(-)	767	2,882,317	2,589,098	5,471,415	1,068,053	6,539,468
比較	(-)	-	-	1,830	1,830	-	1,830

職員手当の 内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	100,652	433,589	259,803	72,836	118,068	759,941	565,396
補正前	100,652	433,589	257,973	72,836	118,068	759,941	565,396	
	比較	-	-	1,830	-	-	-	-
職員手当の 内訳	区分	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	
	補正後	68,441	202,734	4,811	1,395	2,941	321	
補正前	68,441	202,734	4,811	1,395	2,941	321		
	比較	-	-	-	-	-	-	

イ 会計年度任用職員 () 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員（外書き）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 濟 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(318) 97	452,355	151,005	157,160	760,520	132,070	892,590	
補 正 前	(318) 97	452,355	151,005	157,160	760,520	132,070	892,590	
比 較	(-)	—	—	—	—	—	—	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分		扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	—	21,098	9,033	8,315	—	116,745	—	
	補 正 前	—	21,098	9,033	8,315	—	116,745	—	
	比 較	—	—	—	—	—	—	—	
	区 分		住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	—	1,945	—	—	24	—	—	
	補 正 前	—	1,945	—	—	24	—	—	
	比 較	—	—	—	—	—	—	—	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 别 内 訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	—	報酬改定に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	—	
給 料	—	給与改定に伴う 増減分	—	
		昇給に伴う 増加分	—	
		その他の増減分	—	
職 員 手 当	1,830	制度改正に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	1,830	超過勤務手当

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	—	給与改定に伴う 増減分	—	
		昇給に伴う 増加分	—	
		その他の増減分	—	
職員手当	1,830	制度改革に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	1,830	超過勤務手当

イ 会計年度任用職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
報酬	—	報酬改定に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	—	
給料	—	給与改定に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	—	
職員手当	—	制度改革に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	—	

承認第12号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和4年度門真市一般会計補正予算（第9号）について

専決第10号

令和4年度門真市一般会計補正予算（第9号）について

令和4年度門真市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和4年度門真市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度門真市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220,503千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,766,832千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月31日 専決

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		千円 23,032,193	千円 240,503	千円 23,272,696
18 繰入金	2 国庫補助金	9,157,346	240,503	9,397,849
1 基金繰入金		1,933,748	△20,000	1,913,748
歳 入 合 計		71,546,329	220,503	71,766,832

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 民生費		33, 588, 032	49, 341	33, 637, 373
	1 社会福祉費	12, 869, 645	45, 237	12, 914, 882
	2 児童福祉費	8, 166, 188	4, 104	8, 170, 292
4 衛生費		5, 750, 528	13, 622	5, 764, 150
	1 保健衛生費	3, 157, 949	13, 622	3, 171, 571
6 商工費		638, 743	161, 281	800, 024
	1 商工費	638, 743	161, 281	800, 024
9 教育費		4, 004, 355	1, 002	4, 005, 357
	4 幼稚園費	175, 372	1, 002	176, 374
12 予備費		84, 797	△4, 743	80, 054
	1 予備費	84, 797	△4, 743	80, 054
歳 出 合 計		71, 546, 329	220, 503	71, 766, 832

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
14 国庫支出金	23,032,193	240,503	23,272,696
18 繰入金	1,933,748	△20,000	1,913,748
歳入合計	71,546,329	220,503	71,766,832

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	千円 33,588,032	千円 49,341	千円 33,637,373
4 衛生費	5,750,528	13,622	5,764,150
6 商工費	638,743	161,281	800,024
9 教育費	4,004,355	1,002	4,005,357
12 予備費	84,797	△4,743	80,054
歳出合計	71,546,329	220,503	71,766,832

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	千円 966,682	千円 240,503	千円 1,207,185
計	9,157,346	240,503	9,397,849

1 8 款 繰入金
1 項 基金繰入金

7 財政調整基金繰入金	680,000	△20,000	660,000
計	1,933,748	△20,000	1,913,748

節		説 明
区 分	金 額	
17 新型コロナウ イルス感染症 対応地方創生 臨時交付金	千円 240,503	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
		千円

1 財政調整基金 繰入金	△20,000	財政調整基金繰入金

14款 国庫支出金 18款 繰入金

3 歳 出

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 10,285,226	千円 17,956	千円 10,303,182	千円	千円	千円	千円 17,956
2 老人福祉費	125,206	27,281	152,487				27,281
計	12,869,645	45,237	12,914,882	0	0	0	45,237

3款 民生費

2項 児童福祉費

2 児童措置費	6,374,031	4,104	6,378,135				4,104
---------	-----------	-------	-----------	--	--	--	-------

節		説明
区分	金額	
11 需用費	千円 1	○障がい児（者）等への支援 障がい福祉事業所等物価高騰対策支援事業（新型コロナ対策） 17,956
12 役務費	15	
19 負担金補助及び交付金	17,940	需用費 印刷製本費 役務費 通信運搬費 負担金補助及び交付金 交付金 障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金
		17,940 17,940 17,940 17,940
11 需用費	1	○高齢者への支援 介護保険事業所等物価高騰対策支援事業（新型コロナ対策） 27,281
12 役務費	30	
19 負担金補助及び交付金	27,250	需用費 印刷製本費 役務費 通信運搬費 負担金補助及び交付金 交付金 介護サービス事業所等物価高騰対策支援金
		27,250 27,250 27,250 27,250

11 需用費	1	○子育て世帯への支援 保育所等物価高騰対策支援事業（新型コロナ対策） 4,104
12 役務費	3	需用費 1

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	8,166,188	4,104	8,170,292	0	0	0	4,104

4款 衛生費

1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	493,637	13,622	507,259				13,622
計	3,157,949	13,622	3,171,571	0	0	0	13,622

6款 商工費

1項 商工費

2 商工振興費	503,917	161,281	665,198				161,281
---------	---------	---------	---------	--	--	--	---------

節		説明
区分	金額	
19 負担金補助及び交付金	千円 4,100	印刷製本費 1 役務費 3 通信運搬費 3 負担金補助及び交付金 4,100 交付金 4,100 保育所等物価高騰対策支援金 4,100

11 需用費	2	○消防・救急医療体制の充実 医科・歯科・薬局物価高騰対策支援事業（新型コロナ対策） 13,622
12 役務費	20	
19 負担金補助及び交付金	13,600	需用費 2 印刷製本費 2 役務費 20 通信運搬費 20 負担金補助及び交付金 13,600 交付金 13,600 医科・歯科医療機関・薬局等物価高騰対策支援金 13,600

12 役務費	10,050	○地域産業の強化と発展 プレミアム付商品券発行事業（新型コロナ対策） 161,281
13 委託料	151,231	役務費 10,050

3款 民生費 4款 衛生費 6款 商工費

6款 商工費

1項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	638,743	161,281	800,024	0	0	0	161,281

9款 教育費

4項 幼稚園費

2 教育振興費	107,603	1,002	108,605				1,002
計	175,372	1,002	176,374	0	0	0	1,002

12款 予備費

1項 予備費

1 予備費	84,797	△4,743	80,054				△4,743
計	84,797	△4,743	80,054	0	0	0	△4,743

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		通信運搬費 10,050
		委託料 151,231
		各種業務委託料（費用） 151,231
		プレミアム付商品券発行業務委託料 151,231

11 需用費	1	○子育て世帯への支援	
12 役務費	1	保育所等物価高騰対策支援事業（新型コロナ対策）	1,002
19 負担金補助及び交付金	1,000	需用費	1
		印刷製本費	1
		役務費	1
		通信運搬費	1
		負担金補助及び交付金	1,000
		交付金	1,000
		保育所等物価高騰対策支援金	1,000

6款 商工費 9款 教育費 12款 予備費

議案第54号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により次の路線を認定するにつき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

路線番号	路線名	起 終 点	先 地 番
		起 点	終 点
1-343	石原町13号線	石原町334番11先	石原町383番22先
1-344	石原町14号線	石原町602番先	石原町601番先
1-345	石原町15号線	石原町600番先	大倉町511番先
1-346	石原町16号線	石原町383番9先	大倉町501番先
1-347	大倉町6号線	大倉町518番先	大倉町399番5先
1-348	大倉町7号線	大倉町518番先	大倉町500番先
1-349	桑才新町7号線	桑才新町697番9先	桑才新町964番1先
2-946	大橋町9号線	大橋町682番14先	大橋町682番10先
2-947	北島町21号線	三ツ島1丁目1474番15先	北島町88番4先
2-948	岸和田北39号線	北岸和田3丁目95番3先	北岸和田3丁目95番3先
2-949	岸和田北40号線	北岸和田3丁目95番3先	北岸和田3丁目95番3先
2-950	岸和田北41号線	北岸和田3丁目287番8先	北岸和田3丁目287番5先
2-951	下島町18号線	下島町125番1先	下島町123番8先
2-952	下馬伏北25号線	下馬伏町253番1先	下馬伏町248番2先
2-953	下馬伏北26号線	下馬伏町283番2先	下馬伏町244番32先
2-954	下馬伏北27号線	下馬伏町244番3先	下馬伏町248番3先
2-955	下馬伏北28号線	下馬伏町244番28先	下馬伏町244番37先

2-956	下馬伏北29号線	下馬伏町244番30先	下馬伏町240番4先
2-957	千石西町9号線	千石西町255番14先	千石西町255番20先
2-958	千石西町10号線	千石西町300番9先	千石西町255番29先
2-959	上三ツ島西31号線	三ツ島1丁目1140番9先	三ツ島1丁目1140番13先

議案第55号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更するにつき、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

路線番号	新旧別	路線名	起終点先地番		
			起	終	点
1-005	新	菊水門真線	松生町686番2先	殿島町241番1先	
	旧		殿島町756番5先		
2-649	新	打越町14号線	打越町260番5先	打越町262番19先	
	旧			打越町260番2先	
2-740	新	岸和田北24号線	北岸和田3丁目283番4先	北岸和田3丁目283番25先	
	旧		大字岸和田283番4先	大字岸和田283番20先	
2-823	新	宮前町3号線	宮前町37番2先	宮前町18番5先	
	旧			宮前町770番6先	

議案第56号

門真市クリーンセンターごみ焼却施設等基幹的設備改良工事及び包括管理運営事業基幹的設備改良工事請負契約の締結について

門真市クリーンセンターごみ焼却施設等基幹的設備改良工事及び包括管理運営事業基幹的設備改良工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日 提出

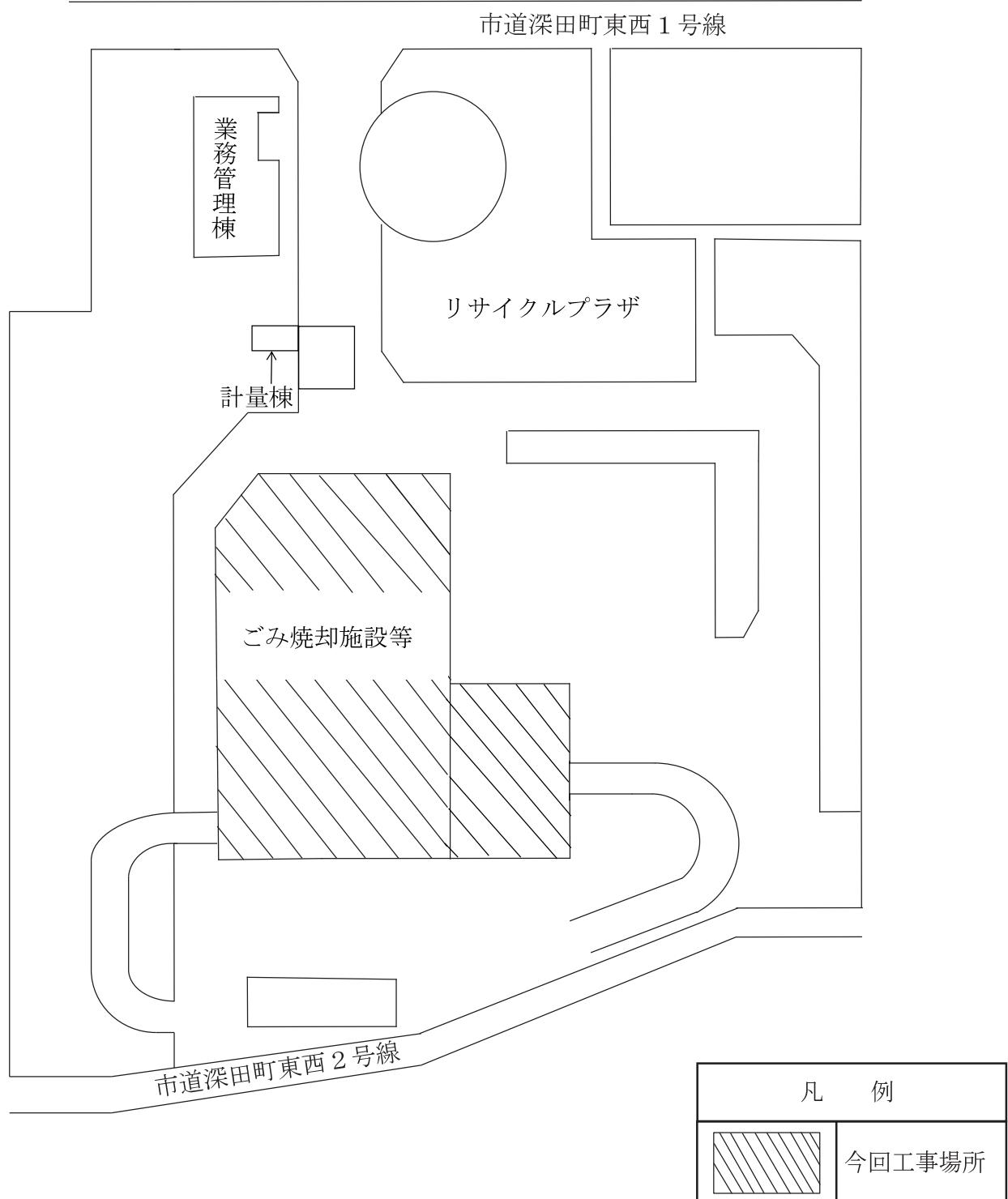
門真市長 宮本 一孝

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 門真市クリーンセンターごみ焼却施設等基幹的設備改良工事及び包括管理運営事業基幹的設備改良工事 |
| 2 契 約 の 方 法 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 3,212,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 大阪市此花区西九条5丁目3番28号
エヌエヌ環境テクノロジー株式会社
代表取締役 辻 勝久 |
| 5 完 成 期 限 | 令和6年3月31日 |



門真市クリーンセンターごみ焼却施設等
基幹的設備改良工事及び包括管理運営事業
基幹的設備改良工事



議案第57号

門真市立こども発達支援センターの指定管理者の指定について

門真市立こども発達支援センターの指定管理者について、次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

門真市立こども発達支援センター

2 指定管理者となる団体

門真市北島町12番20号

（仮称）門真市立こども発達支援センター共同事業体

代表者 社会福祉法人晋栄福祉会

理事長 濱田 和則

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第58号

門真市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

門真市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定するにつき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に関し必要な事項を定めるにつき、本条例案を提出するものである。

門真市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長（水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(目的外利用等登録簿及び事務登録簿)

第3条 実施機関は、法第69条第1項又は第2項の規定による利用目的以外の目的のための利用又は提供（以下「目的外利用等」という。）をしようとする保有個人情報について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「目的外利用等登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 目的外利用等をしようとする保有個人情報の項目
 - (2) 保有個人情報の目的外利用等をしようとする理由
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、保有個人情報の目的外利用等をしようとするときは、あらかじめ、当該保有個人情報について目的外利用等登録簿に登録しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「事務登録簿」という。）を備え付けなければならない。
- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報取扱事務の目的
 - (4) 取り扱う個人情報の項目及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として取り扱う個人の範囲
 - (5) 取り扱う個人情報の収集方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 4 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 実施機関は、前項の規定により事務登録簿に登録した個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務についての記載を消除しなければならない。
- 6 実施機関は、目的外利用等登録簿及び事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
- 7 第1項から第4項までの規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る保有個人情報又は個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録し、又は取り扱うもの（職員の採用試験に関する保有個人情報及び個人情報取扱事務を含む。）については、適用しない。

（開示請求に係る手数料等）

第4条 法第89条第2項に規定する条例で定める額の手数料は、無料とする。ただし、保有個人情報を記録した地方公共団体等行政文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、法第87条第1項本文に規定する方法によるものを含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する実費として規則で定める費用を負担しなければならない。

（開示決定等の期限）

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

（開示決定等の期限の特例）

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条及び法第83条第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条に規定する期間内に、開示請求者

に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(門真市個人情報保護審査会への諮問)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、別に定める門真市個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定めようとする場合
(個人情報管理責任者)

第8条 実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、当該実施機関の職員のうちから個人情報管理責任者を定めなければならない。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、毎年度、法及びこの条例の運用状況について公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(門真市個人情報保護条例の廃止)

第2条 門真市個人情報保護条例（平成11年門真市条例第14号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(門真市暴力団排除条例の一部改正)

第3条 門真市暴力団排除条例（平成24年門真市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(個人情報の収集及び提供)	(個人情報の収集及び提供)
第14条 門真市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年門真市条例第号) 第2条第1項に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するものとする。	第14条 門真市個人情報保護条例（平成11年門真市条例第14号）第2条第1号 に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報（同条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するものとする。
2 略	2 略

(門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第4条 門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年門真市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) 実施機関 <u>門真市個人情報の保護に関する法律施行条例</u> （令和4年門真市条例第号）第2条第1項に規定する	(5) 実施機関 <u>門真市個人情報保護条例</u> (平成11年門真市条例第14号) 第2条第1号に規定する実施機関をいう。

改正後	改正前
実施機関をいう。	

(経過措置)

第5条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項又は第10条第3項の規定によるその職務又は事務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務又は公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の事務に従事していた者
- 2 この条例の施行前に旧条例第11条（第2項及び第3項の規定を第17条第3項及び第19条第2項において準用する場合を含む。）、第17条第1項又は第19条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 旧条例第23条の規定は、令和5年6月30日までの間、なおその効力を有する。
- 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号に規定する公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の同条第4号に規定する保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 第1項第2号に掲げる者
- 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報をこの条例の

施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は濫用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

6 前2項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

議案第59号

門真市個人情報保護審査会条例の制定について

門真市個人情報保護審査会条例を次のように制定するにつき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項及び門真市個人情報の保護に関する法律施行条例第7条の規定による諮問に応じ、調査審議するため、門真市個人情報保護審査会を設置するにつき、本条例案を提出するものである。

門真市個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項及び門真市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年門真市条例第 号。以下「施行条例」という。）第7条の規定による諮問に応じ、調査審議するため、門真市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 市民の代表

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同

様とする。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（施行条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報（法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 濟問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第9条 審査会は、第7条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料等の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料等を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第10条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じて審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申)

第11条 審査会は、調査審議した結果を、速やかに諮問をした実施機関に答申しなければならない。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、総務部総務課において行う。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(門真市附属機関に関する条例の一部改正)

2 門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
別表（第1条関係）	別表（第1条関係）												
1 市長の附属機関	1 市長の附属機関												
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>担任する事務</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></tbody></table>	名称	担任する事務	（略）		<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>担任する事務</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>門真市個人情報の保護に関する</td><td>個人情報の保護に関し、</td></tr><tr><td>人情報保護</td><td>その保護対策、門真市個人</td></tr></tbody></table>	名称	担任する事務	略		門真市個人情報の保護に関する	個人情報の保護に関し、	人情報保護	その保護対策、門真市個人
名称	担任する事務												
（略）													
名称	担任する事務												
略													
門真市個人情報の保護に関する	個人情報の保護に関し、												
人情報保護	その保護対策、門真市個人												

改正後	改正前
2～3 略	<p>護審議会</p> <p>人情報保護条例（平成11年門真市条例第14号）第7条第2項第6号及び第3項ただし書並びに第8条第1項第6号及び第3項に規定する事項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価その他の同法第2条第5項に規定する個人番号を利用するために必要な事項についての調査審議に関する事務</p> <p>（略）</p>

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>別表（第1条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	（略）		<p>別表（第1条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	（略）	
区分	報酬額								
（略）									
区分	報酬額								
（略）									

改正後	改正前				
	<table border="1"> <tr> <td>個人情報保護審議会委員</td> <td>日 8,400円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	個人情報保護審議会委員	日 8,400円	略	
個人情報保護審議会委員	日 8,400円				
略					
備考 略	備考 略				

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に施行条例附則第2条の規定による廃止前の門真市個人情報保護条例（平成11年門真市条例第14号。以下「旧条例」という。）第22条第1項の規定により置かれた門真市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第2条第2項の規定により委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における旧条例第22条第3項の規定により委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 5 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第22条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による改正前の門真市附属機関に関する条例別表第1号の表に掲げる門真市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者又はこの条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る門真市附属機関に関する条例施行規則（平成25年門真市規則第16号）第8条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行前に旧審査会又は旧審議会にされた諮問（旧審議会にされた諮問にあっては、施行条例第7条に規定する要件に相当するものに限る。）は、審査会にされたものとみなし、当該諮問に係る調査審議については、なお従前の例による。

議案第60号

門真市文化や情報とふれあう手話言語条例の制定について

門真市文化や情報とふれあう手話言語条例を次のように制定するにつき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

手話が言語であるという認識に基づき、手話の普及並びに手話が言語であること及びろう者に対する理解の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現するため、本条例案を提出するものである。

門真市文化や情報とふれあう手話言語条例

手指や体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現するコミュニケーション手段が手話です。

手話は、古くから使用されていますが、長らく言語として認められなかつたことや、手話を使用できる環境が十分に整えられなかつたことなどから、地域、職場、学校などにおいてろう者は、十分なコミュニケーションを図ることや必要な情報を得ることができず、多くの不便な思いや不安を抱えながら生活してきました。

こうした中、平成18年に国際連合総会において障害者の権利に関する条約が採択され、我が国においても、平成23年に障害者基本法が改正されたことにより、「手話は言語である」と位置付けられました。しかしながら、いまだ手話に対する理解が十分に広まっているとは言えません。

門真市は、「手話は言語である」という認識のもと、手話に接する機会を広げ、手話言語やろう者に対する理解を促進することにより、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が暮らしやすく、地域で支え合う福祉の心あふれる思いやりのあるまちを目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるという認識に基づき、手話の普及並びに手話が言語であること（以下「手話言語」という。）及びろう者に対する理解の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、日常生活又は社会生活において手話を主なコミュニケーションの手段として用いる聴覚障がい者をいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及並びに手話言語及びろう者に対する理解の促進は、ろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提に、その権利を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の普及並びに手話言語及びろう者に対する理解の促進に努めるとともに、日常生活及び社会生活において手話を使用しやすい環境を構築することにより、ろう者の自立及び地域における社会参加の促進に寄与できるよう努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供できるよう努めるとともに、ろう者が働きやすい環境を構築するよう努めるものとする。

（施策の推進）

第7条 市は、次に掲げる事項を基本として、手話に関する施策を推進するものとする。

- (1) 手話の普及並びに手話言語及びろう者に対する理解の促進に関する事項
 - (2) 手話による情報発信及び情報取得に関する事項
 - (3) 手話による意思疎通の支援に関する事項
 - (4) 教育の場における手話に対する理解の促進に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 市は、手話に関する施策を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（意見の聴取）

第8条 市は、必要がある場合は、ろう者その他関係団体から意見を聴き、手話に関する施策を推進するものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第61号

門真市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

門真市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のように制定するにつき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

介護保険法（平成9年法律第123号）第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるにつき、本条例案を提出するものである。

門真市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等（指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(指定介護予防支援事業者の指定に関する基準)

第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、当該法人の役員等が門真市暴力団排除条例（平成24年門真市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者である場合を除く。

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第4条 法第59条第1項第1号の条例で定める基準並びに法第115条の24第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の規定により条例で定める基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）に定めるところによる。

(記録の保存)

第5条 省令第28条第2項（省令第32条において準用する場合を含む。）の規定により整備した記録については、同項の規定にかかわらず、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第62号

門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を次のように制定するにつき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるにつき、本条例案を提出するものである。

門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基
準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(包括的支援事業の実施に関する基準)

第2条 介護保険法第115条の46第5項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66に規定する基準のとおりとする。

2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね6,000人以上である場合に置くべき職員及びその員数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 専らその職務に従事する常勤の職員であって、原則として省令第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ1人
- (2) 担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の部分につきおおむね2,000人までごとに、原則として省令第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者のいずれか1人

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第63号

門真市東部大阪都市計画地区計画（幸福東地区）の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

門真市東部大阪都市計画地区計画（幸福東地区）の区域内における建築物の制限に関する条例を次のように制定するにつき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定に基づき、東部大阪都市計画地区計画（幸福東地区）の区域内における建築物に関する制限を定めるにつき、本条例案を提出するものである。

門真市東部大阪都市計画地区計画（幸福東地区）の区域内における建築物の制限に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、東部大阪都市計画地区計画（幸福東地区）（以下「幸福東地区地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び幸福東地区地区計画の定めるところによる。

（適用区域）

第3条 この条例の適用を受ける区域は、幸福東地区地区計画の区域（以下「適用区域」という。）とする。

（建築物の用途に関する制限）

第4条 適用区域内においては、法別表第2（ほ）項第2号に掲げる建築物を建築してはならない。

（建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合の措置）

第5条 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合で、その敷地の過半が適用区域内に存するときは、当該建築物又はその敷地の全部について前条の規定を適用する。

（罰則）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第64号

門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用自動車 の使用の公営に関する条例等の一部改正について

門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成5年門真市条例第2号）等の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）の施行に伴い、本市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用の自動車の使用並びにポスター及びビラの作成の公営に要する経費に係る限度額の引上げを行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成5年門真市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 門真市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約（以下「自動車借り入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借り入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 門真市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約（以下「自動車借り入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借り入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用</p>

改正後	改正前
<p>自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ 略</p>	<p>自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ 略</p>

（門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正）

第2条 門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年門真市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（公費の支払）</p> <p>第4条 門真市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>316,250円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が</p>	<p>（公費の支払）</p> <p>第4条 門真市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>525円6銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が</p>

改正後	改正前
確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年門真市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 門真市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 門真市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>
<p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p>	<p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円51銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。
- 4 第3条の規定による改正後の門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条及び第5条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

議案第65号

門真市情報公開条例の一部改正について

門真市情報公開条例（平成11年門真市条例第13号）の一部を次のように改正するに
つき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

第三者保護に関する手続を免除するための例外規定を設け、門真市情報公開審査会
への諮問要件を見直す等につき、本条例案を提出するものである。

門真市情報公開条例の一部を改正する条例

門真市情報公開条例（平成11年門真市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(第三者保護に関する手続)	(第三者保護に関する手続)
第13条	第13条
1 略	1 略
2 実施機関は、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第6条第1号ウ若しくは第2号ただし書又は第8条の規定により当該公文書を開示しようとするときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えるべきである。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。	2 実施機関は、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第6条第1号ウ若しくは第2号ただし書又は第8条の規定により当該公文書を開示しようとするときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えるべきである。
3 実施機関は、前2項に規定する手続をとり、当該第三者が当該公文書の開示に反対の意思表示をした意見書を提出した場合において、当該公文書の開示を決定したときは、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨その他規則で定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、当該第三者に通知した日から30日を経過した日以後でなければ開示することができない。	3 実施機関は、前2項に規定する手続をとり、当該第三者が当該公文書の開示に反対の意思表示をした場合において、当該公文書の開示を決定したときは、当該第三者に対し、開示の決定をした旨その他規則で定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、当該第三者に通知した日から30日を経過した日以後でなければ開示することができない。
(救済手続)	(救済手続)
第16条 実施機関は、開示請求に係る決定又は不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があった場合は、当該審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする（当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときは除く。）又は当該審査請求が不適法であるとして却下するときは除く、次条に規定する門真市情報公開審査会に諮問しなければならない。	第16条 実施機関は、開示請求に係る決定又は不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があった場合は、当該審査請求の全部を認容するとき又は当該審査請求が不適法であるとして却下するときは除き、次条に規定する門真市情報公開審査会に諮問しなければならない。

改正後	改正前
2 略	2 略
3 実施機関は、第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。） (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）	
4 略 (審査会の調査権限)	3 略 (審査会の調査権限)
第17条の2 1～3 略 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。	第17条の2 1～3 略 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第17条の8において同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。
 (調査審議手続の非公開)	 (調査審議手続の非公開)
第17条の7 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。	第17条の7 審査会の行う 調査審議の手続は、公開しない。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第17条の7の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の門真市情報公開条例（以下「新条例」という。）第16条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後にされる開示請求（新条例第3条第2項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）に係る決定又は不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があった場合について適用し、

同日前にされた開示請求に係る決定又は不作為について、同法の規定に基づく審査請求があった場合については、なお従前の例による。

議案第66号

門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例 の一部改正について

門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年門真市条例第21号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

公募によらずに指定管理者の候補者を選定することができる要件を見直し、指定管理者候補者選定委員会の委員の定数に関する例外規定を定める等につき、本条例案を提出するものである。

門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年門真市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定管理者の公募) 第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。	(指定管理者の公募) 第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。 <u>ただし、公の施設の管理運営上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。</u>
(1)～(8) 略	(1)～(8) 略
(指定管理者の候補者の選定) 第4条 1 略 2 市長等は、 <u>次の各号のいずれかに該当するときは、公募によらずに候補者を選定する</u> ことができる。この場合において、市長等は、当該団体と協議し、前条に規定する書類の提出を求め、前項各号に掲げる基準に照らして総合的に判断するものとする。	(指定管理者の候補者の選定) 第4条 1 略 2 市長等は、 <u>前条の規定による申請がなかったとき、同条の規定による申請を行った団体のいずれもが前項各号に掲げる基準を満たさなかったとき又は第2条ただし書に規定する理由があるときは、本市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を候補者として選定する</u> ことができる。この場合において、市長等は、当該団体と協議し、前条に規定する書類の提出を求め、前項各号に掲げる基準に照らして総合的に判断するものとする。 — _____ — _____ — _____ — _____ — _____
(1) <u>前条の規定による申請がなかったとき。</u> (2) <u>前条の規定による申請を行った団体のいずれもが前項各号に掲げる基準を満たさなかったとき。</u> (3) <u>公の施設の管理運営上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。</u>	

改正後	改正前
(4) 前3号に掲げるもののほか、公募を行わないことについて当該公の施設の設置目的を効果的に達成することができる合理的な理由があるとき。	—
3 市長等は、前項の規定により公募によらずに候補者を選定したときは、その理由を公表するものとする。	
4 市長等は、第1項又は第2項の規定による選定をしようとするときは、第15条第1項に規定する選定委員会に諮問しなければならない。	3 市長等は、前2項の規定による選定をしようとするときは、第15条第1項に規定する選定委員会に諮問しなければならない。
5 市長等は、第1項又は第2項の規定により候補者を選定した後、法第244条の2第6項の議会の議決を経るまでの間において、当該候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認める事由が生じたときは、当該候補者を指定管理者に指定しないことができる。この場合において、市長等は、当該選定において候補者としなかった申請団体で第1項各号に掲げる基準を満たすもの（当該基準を満たすものがいなかつた場合においては、第2項の規定に準じて選定したもの）を候補者に選定することができる。	4 市長等は、第1項及び第2項の規定により候補者を選定した後、法第244条の2第6項の議会の議決を経るまでの間において、当該候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認める事由が生じたときは、当該候補者を指定管理者に指定しないことができる。この場合において、市長等は、当該選定において候補者としなかった申請団体で第1項各号に掲げる基準を満たすもの（当該基準を満たすものがいなかつた場合においては、第2項の規定に準じて選定したもの）を候補者に選定することができる。
(選定委員会の設置)	(選定委員会の設置)
第15条	第15条
1 略	1 略
2 選定委員会は、委員5人以内をもって組織する。 <u>ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</u>	2 選定委員会は、委員5人以内をもって組織する。
3～4 略	3～4 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第67号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号）等の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

国家公務員の給与改定及び諸般の状況に鑑み、本市一般職の職員等の給与等の改定を行うほか、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
(勤勉手当)	(勤勉手当)																				
第25条	第25条																				
1 略	1 略																				
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の95</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u> を乗じて得た額の総額																				
3～4 略	3～4 略																				
(任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員の給料の特例)	(任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員の給料の特例)																				
第27条の3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定により採用された職員（以下「任期付常勤職員」という。）及び任期付短時間勤務職員には、次の給料表を適用する。	第27条の3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定により採用された職員（以下「任期付常勤職員」という。）及び任期付短時間勤務職員には、次の給料表を適用する。																				
<table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1級</td><td>円 <u>169,800</u></td></tr><tr><td>2級</td><td>円 <u>185,200</u></td></tr><tr><td>3級</td><td>円 <u>198,500</u></td></tr><tr><td>4級</td><td>円 <u>212,400</u></td></tr></tbody></table>	職務の級	給料月額	1級	円 <u>169,800</u>	2級	円 <u>185,200</u>	3級	円 <u>198,500</u>	4級	円 <u>212,400</u>	<table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1級</td><td>円 <u>165,900</u></td></tr><tr><td>2級</td><td>円 <u>182,200</u></td></tr><tr><td>3級</td><td>円 <u>195,500</u></td></tr><tr><td>4級</td><td>円 <u>209,400</u></td></tr></tbody></table>	職務の級	給料月額	1級	円 <u>165,900</u>	2級	円 <u>182,200</u>	3級	円 <u>195,500</u>	4級	円 <u>209,400</u>
職務の級	給料月額																				
1級	円 <u>169,800</u>																				
2級	円 <u>185,200</u>																				
3級	円 <u>198,500</u>																				
4級	円 <u>212,400</u>																				
職務の級	給料月額																				
1級	円 <u>165,900</u>																				
2級	円 <u>182,200</u>																				
3級	円 <u>195,500</u>																				
4級	円 <u>209,400</u>																				
2～3 略	2～3 略																				

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員以外の職員	1	円 150,100	円 198,500	円 234,400	円 266,000	円 290,700	円 319,200	円 362,900	円 408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600

41	209, 300	256, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 100
42	210, 600	257, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600
43	211, 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000
44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300
45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600
46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000	
47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400	
48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100	
49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600	
50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000	
51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400	
52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800	
53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200	
54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600	
55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000	
56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300	
57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600	
58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000	
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300	
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600	
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900	
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100		
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400		
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700		
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000		
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300		
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600		
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900		
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100		
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400		
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700		
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000		
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200		
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500		
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800		
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000		
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200		
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500		
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800		
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000		
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200		
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500		
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800		
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000		
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200		

86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300				
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600				
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800				
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000				
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300				
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600				
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800				
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000				
94		294, 900	342, 600						
95		295, 200	343, 100						
96		295, 600	343, 500						
97		295, 800	343, 700						
98		296, 100	344, 100						
99		296, 500	344, 500						
100		296, 900	344, 800						
101		297, 100	345, 100						
102		297, 400	345, 500						
103		297, 800	345, 900						
104		298, 100	346, 300						
105		298, 300	346, 800						
106		298, 600	347, 200						
107		299, 000	347, 600						
108		299, 300	348, 000						
109		299, 500	348, 500						
110		299, 900	348, 900						
111		300, 300	349, 200						
112		300, 600	349, 500						
113		300, 800	350, 000						
114		301, 000							
115		301, 300							
116		301, 700							
117		301, 900							
118		302, 100							
119		302, 400							
120		302, 700							
121		303, 100							
122		303, 300							
123		303, 600							
124		303, 900							
125		304, 200							
再任用職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第25条	第25条
1 略	1 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の100</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の47.5</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額
3～4 略	3～4 略

(門真市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 門真市特別職の職員の給与に関する条例（昭和59年門真市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当の額)	(期末手当の額)
第5条 市長等の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額と給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額との合計額に、 <u>100分の225</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第24条第2項各号に定める割合を乗	第5条 市長等の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額と給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額との合計額に、 <u>100分の215</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第24条第2項各号に定める割合を乗

改正後	改正前
じて得た額とする。 2 略	じて得た額とする。 2 略

第4条 門真市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当の額) 第5条 市長等の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額と給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額との合計額に、 <u>100分の220</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第24条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当の額) 第5条 市長等の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額と給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額との合計額に、 <u>100分の225</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第24条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。
2 略	2 略

（議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第5条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 1 略 2 市議会議員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、市議会議員が受けるべき議員報酬の月額と議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額との合計額に、 <u>100分の225</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第24条第2項各号に定める割合を乗じて得た額	(期末手当) 第4条 1 略 2 市議会議員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、市議会議員が受けるべき議員報酬の月額と議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額との合計額に、 <u>100分の215</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第24条第2項各号に定める割合を乗じて得た額

改正後	改正前
とする。 3 略	とする。 3 略

第6条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 1 略 2 市議会議員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市議会議員が受けるべき議員報酬の月額と議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額との合計額に、 <u>100分の220</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第24条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3 略	(期末手当) 第4条 1 略 2 市議会議員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市議会議員が受けるべき議員報酬の月額と議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額との合計額に、 <u>100分の225</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第24条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3 略

（門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第7条 門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年門真市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬等) 第2条 1 略 2 前項の勤務1時間当たりの額は、任用された職務により一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号。以下「給与条例」という。）別表第1の規定を準用し、規則で定めるところにより、格付された級及び号給に該当する額に12を乗じ、その額を常勤職員の週間勤務時間に52を乗じたものから、規則で定める時間数を減じたもので除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に100	(報酬等) 第2条 1 略 2 前項の勤務1時間当たりの額は、任用された職務により一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号。以下「給与条例」という。）別表第1の規定を準用し、規則で定めるところにより、格付された級及び号給に該当する額に12を乗じ、その額を常勤職員の週間勤務時間に52を乗じたものから、規則で定める時間数を減じたもので除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に100

改正後	改正前
分の14を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した額とする。 <u>この場合において、1会計年度内において同表に定める給料月額の改定があるときは、当該改定前の金額とする。</u>	分の14を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した額とする。_____
3～5 略	3～5 略
（期末手当）	（期末手当）
第7条	第7条
1～2 略	1～2 略
3 前2項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給については、給与条例第24条から第24条の3までの規定の例による。 <u>この場合において、給与条例第24条第2項に規定する期末手当基礎額に乘じる割合について、1会計年度内において同項に規定する割合の改定があるときは、当該改定前の割合とする。</u>	3 前2項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給については、給与条例第24条から第24条の3までの規定の例による。_____

（門真市会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正）

第8条 門真市会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年門真市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給料表）	（給料表）
第3条 給料表は、給与条例別表第1の規定を準用する。 <u>この場合において、1会計年度内において同表に定める給料月額の改定があるときは、当該改定前の金額とする。</u>	第3条 給料表は、給与条例別表第1の規定を準用する。_____
2～3 略	2～3 略
（期末手当）	（期末手当）
第18条 フルタイム会計年度任用職員（次に掲げるフルタイム会計年度任用職員に限る。）の期末手当については、給与条例第24条の規定の例による。 <u>この場合において、同条第2項に規定する期末手当基礎額に乘じる割合について、1会計年度内において同項に規定する割合の改定があるときは、当該改定前の割合とする。</u>	第18条 フルタイム会計年度任用職員（次に掲げるフルタイム会計年度任用職員に限る。）の期末手当については、給与条例第24条の規定の例による。_____

改正後	改正前
(1)～(2) 略	(1)～(2) 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- (適用区分)
- 第1条の規定による改正後的一般職の職員の給与に関する条例（以下「新一般職給与条例」という。）第27条の3第1項及び別表第1の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 新一般職給与条例第25条第2項の規定、第3条の規定による改正後の門真市特別職の職員の給与に関する条例（以下「新特別職給与条例」という。）第5条第1項の規定及び第5条の規定による改正後の議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新議會議員報酬条例」という。）第4条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年門真市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中一般職の職員の給与に関する条例第25条の改正規定について、次の表のよう

に改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第25条	第25条
1 略	1 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち <u>再任用職員</u> 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち <u>再任用職員</u> 当該 <u>再任用職員</u> の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額
3～4 略	3～4 略

(内扱)

- 第1条の規定による改正前的一般職の職員の給与に関する条例（以下「旧一般職給与

条例」という。) 第27条の3第1項及び別表第1の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に支払われた給与は、新一般職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

- 6 旧一般職給与条例第25条第2項の規定に基づいて令和4年12月1日から施行日の前日までの間に支払われた勤勉手当は、新一般職給与条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。
- 7 第3条の規定による改正前の門真市特別職の職員の給与に関する条例第5条第1項の規定及び第5条の規定による改正前の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定に基づいて令和4年12月1日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、新特別職給与条例及び新議会議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。
(規則への委任)
- 8 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第68号

門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び門真市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年門真市条例第12号）及び門真市子どもの医療費の助成に関する条例（平成6年門真市条例第4号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者のうち、その保護を停止されている者をひとり親家庭医療費及びこどもの医療費の助成の対象とするにつき、本条例案を提出するものである。

門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び門真市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年門真市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(対象者)	(対象者)
第2条	第2条
1 略	1 略
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のい ずれかに該当する者は、対象者としない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に よる被保護者 <u>（その保護を停止されてい る者を除く。）</u> 又は中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 に関する法律（平成6年法律第30号）に よる支援給付を受けている者 (2)～(5) 略	2 前項の規定にかかわらず、次の各号のい ずれかに該当する者は、対象者としない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に よる被保護者 <u>_____</u> <u>_____</u> 又は中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 に関する法律（平成6年法律第30号）に よる支援給付を受けている者 (2)～(5) 略

(門真市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 門真市子どもの医療費の助成に関する条例（平成6年門真市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(対象者)	(対象者)
第3条	第3条
1 略	1 略
2 前項の規定による対象者のうち、次の各 号のいずれかに該当する者は、子ども医療 費の助成を受けることができない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に より保護を受けている者 <u>（その保護を停 止されている者を除く。）</u> (2) 略 (3) 略	2 前項の規定による対象者のうち、次の各 号のいずれかに該当する者は、子ども医療 費の助成を受けることができない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に より保護を受けている者 <u>_____</u> <u>_____</u> (2) 略 (3) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第2条第2項の規定及び第2条の規定による改正後の門真市子どもの医療費の助成に関する条例第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

議案第69号

門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部改正について

門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年門真市条例第40号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者のうち、その保護を停止されている者を重度障がい者医療費の助成の対象とするにつき、本条例案を提出するものである。

門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年門真市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(対象者)	(対象者)
第2条	第2条
1 略	1 略
2 対象者のうち次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者（ <u>その保護を停止されている者を除く。</u> ）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者	2 対象者のうち次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者 <u>又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</u>
(2)～(5) 略	(2)～(5) 略
3～4 略	3～4 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

議案第70号

令和4年度門真市一般会計補正予算（第10号）

令和4年度門真市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143,876千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,910,708千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		千円 7,914,048	千円 1,000	千円 7,915,048
14 国庫支出金	1 地方交付税	7,914,048	1,000	7,915,048
15 府支出金	1 国庫負担金	23,272,696	3,313	23,276,009
18 繰入金	2 国庫補助金	13,834,315	1,332	13,835,647
19 諸収入	1 府負担金	9,397,849	1,981	9,399,830
20 市債	4 雜入	5,213,753	666	5,214,419
	1 市債	3,355,235	666	3,355,901
	歳 入 合 計	1,913,748	45,174	1,958,922
		639,296	77,523	716,819
		610,744	77,523	688,267
		7,711,952	16,200	7,728,152
		7,711,952	16,200	7,728,152
		71,766,832	143,876	71,910,708

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		379,819	△1,890	377,929
	1 議会費	379,819	△1,890	377,929
2 総務費		6,811,416	53,555	6,864,971
	1 総務管理費	5,749,948	70,884	5,820,832
	2 徴稅費	548,569	△8,290	540,279
	3 戸籍住民基本台帳費	359,148	△8,384	350,764
	4 選挙費	131,617	△931	130,686
	5 統計調査費	19,433	276	19,709
3 民生費		33,637,373	△33,692	33,603,681
	1 社会福祉費	12,914,882	47,505	12,962,387
	2 児童福祉費	8,170,292	△58,275	8,112,017
	3 生活保護費	10,811,954	△15,856	10,796,098
	4 国民健康保険費	1,740,245	△7,066	1,733,179
4 衛生費		5,764,150	83,735	5,847,885
	1 保健衛生費	3,171,571	12,334	3,183,905
	2 清掃費	2,592,579	71,401	2,663,980
5 農林水産業費		31,802	4,178	35,980
	1 農業費	31,802	4,178	35,980
6 商工費		800,024	△1,581	798,443
	1 商工費	800,024	△1,581	798,443
7 土木費		11,633,426	△88,903	11,544,523
	1 土木管理費	204,772	△1,023	203,749
	2 道路橋りょう費	2,602,541	△50,585	2,551,956
	3 河川費	242,988	1,612	244,600
	4 都市計画費	5,948,408	△4,686	5,943,722
	5 住宅費	2,598,168	△34,244	2,563,924

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
	7 災害救助費	34,619	23	34,642
8 消防費		1,894,266	14	1,894,280
	1 消防費	1,894,266	14	1,894,280
9 教育費		4,005,357	102,148	4,107,505
	1 教育総務費	1,179,079	△718	1,178,361
	2 小学校費	1,063,078	72,578	1,135,656
	3 中学校費	444,428	39,433	483,861
	4 幼稚園費	176,374	2,341	178,715
	5 社会教育費	620,430	△14,592	605,838
	6 保健体育費	521,968	3,106	525,074
11 公債費		6,729,136	30,168	6,759,304
	1 公債費	6,729,136	30,168	6,759,304
12 予備費		80,054	△3,856	76,198
	1 予備費	80,054	△3,856	76,198
歳 出 合 計		71,766,832	143,876	71,910,708

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
7 土木費	2 道路橋りょう費	大阪モノレール門真市駅・（仮称）門真南駅間新駅設置事業	10,817 千円

第3表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度	額
公民館及び自治会館用地改修工事	令和4年度	千円	
	令和5年度		14,806
機密文書廃棄業務委託	令和4年度	千円	
	令和5年度		972
子どもの未来応援プログラム事業 (3)	令和4年度	千円	
	令和6年度		18,644
こども発達支援センター指定管理業務 委託	令和4年度	千円	
	令和10年度		818,205
リサイクル施設閉鎖業務委託	令和4年度	千円	
	令和5年度		19,729
可燃ごみ積替及び展開検査施設整備工 事	令和4年度	千円	
	令和5年度		31,196
千石西町南北線・東西線整備工事	令和5年度	千円	48,026
歴史資料館敷地分筆・境界画定業務委 託	令和4年度	千円	
	令和5年度		3,337
歴史資料館本館撤去等工事	令和4年度	千円	
	令和5年度		141,637
総合体育館運営管理事業	令和4年度	千円	
	令和5年度		4,297

変更

事項	変	更	前
	期間	限度	額
知事選挙及び府議会議員選挙事務委託	令和4年度		千円
	令和5年度		20,300

期 間	更 限	度	後 額
令和 4 年度			千円
\S			22,926
令和 5 年度			

第4表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
道路等整備	千円 157,100	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えができる。
計	157,100			

補正後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法
千円 173,300	普通貸借 又 は 証券発行	8. 0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後においては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ30 年以内に半年賦及び年 賦元利均等又は半年賦 及び年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期間を短縮し、又は 繰上償還若しくは低利 に借換えするこ とができる。
173,300			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
10 地方交付税	7,914,048	1,000	7,915,048
14 国庫支出金	23,272,696	3,313	23,276,009
15 府支出金	5,213,753	666	5,214,419
18 繰入金	1,913,748	45,174	1,958,922
19 諸収入	639,296	77,523	716,819
20 市債	7,711,952	16,200	7,728,152
歳入合計	71,766,832	143,876	71,910,708

(歳出)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 議会費	379,819	△1,890	377,929
2 総務費	6,811,416	53,555	6,864,971
3 民生費	33,637,373	△33,692	33,603,681
4 衛生費	5,764,150	83,735	5,847,885
5 農林水産業費	31,802	4,178	35,980
6 商工費	800,024	△1,581	798,443
7 土木費	11,633,426	△88,903	11,544,523
8 消防費	1,894,266	14	1,894,280
9 教育費	4,005,357	102,148	4,107,505
11 公債費	6,729,136	30,168	6,759,304
12 予備費	80,054	△3,856	76,198
歳出合計	71,766,832	143,876	71,910,708

補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
特 定	財 源	そ の 他	千円	
国府支出金	地 方 債		千円	千円
				△1,890
				53,555
1,998				△35,690
2,041				81,694
				4,178
				△1,581
△60	16,200	△124,994		19,951
				14
				102,148
				30,168
				△3,856
3,979	16,200	△124,994		248,691

2 歳 入

10款 地方交付税

1項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	千円 7,914,048	千円 1,000	千円 7,915,048
計	7,914,048	1,000	7,915,048

14款 国庫支出金

1項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	13,133,282	1,332	13,134,614
計	13,834,315	1,332	13,835,647

14款 国庫支出金

2項 国庫補助金

3 衛生費国庫補助金	1,233,850	2,041	1,235,891
4 土木費国庫補助金	4,164,258	△60	4,164,198
計	9,397,849	1,981	9,399,830

15款 府支出金

1項 府負担金

1 民生費府負担金	3,330,162	666	3,330,828
計	3,355,235	666	3,355,901

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	千円 1,000	特別交付税 千円

90 国民健康保険 事業費負担金	1,332	保険基盤安定負担金（保険者支援分）

12 新型コロナウ イルスワクチ ン接種体制確 保事業費補助 金	2,041	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金
16 社会資本整備 総合交付金	△60	都市再生整備計画事業補助金 △36,360 都市構造再編集中支援事業補助金 36,300

90 国民健康保険 事業費負担金	666	保険基盤安定負担金（保険者支援分）

10款 地方交付税 14款 国庫支出金 15款 府支出金

18款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
5 市営住宅建設基金繰入金	千円 435,993	千円 △124,994	千円 310,999
7 財政調整基金繰入金	660,000	140,000	800,000
8 減債基金繰入金	0	30,168	30,168
計	1,913,748	45,174	1,958,922

19款 諸収入

4項 雜入

2 雜入	610,015	77,523	687,538
計	610,744	77,523	688,267

20款 市債

1項 市債

4 土木債	3,980,600	16,200	3,996,800
計	7,711,952	16,200	7,728,152

節		説 明
区 分	金 額	
1 市営住宅建設 基金繰入金	千円 △124,994	市営住宅建設基金繰入金 千円
1 財政調整基金 繰入金	140,000	財政調整基金繰入金
1 減債基金繰入 金	30,168	減債基金繰入金

99 雜入	77,523	令和3年度後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金精算金 四條畷市環境センター運転管理負担金精算金	62,177 15,346

2 公共事業等債	△100	門真中央線安全対策整備事業債 千石西町南北線・東西線整備事業債	△32,700 32,600
5 地方道路等整 備事業債	16,300	地方道路等整備事業債	

18款 繰入金 19款 諸収入 20款 市債

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 議会費	千円 379,819	千円 △1,890	千円 377,929	千円	千円	千円	千円 △1,890
計	379,819	△1,890	377,929	0	0	0	△1,890

2 款 総務費

1 項 総務管理費

1 一般管理費	4,050,423	65,063	4,115,486				65,063
---------	-----------	--------	-----------	--	--	--	--------

節		説 明
区 分	金 額	
2 納入	千円 △357	○施策評価対象外事業
3 職員手当等	△1,683	職員等の人事費に関する事務 給料
4 共済費	150	一般職給 一般職給 職員手当等 扶養手当 通勤手当 期末手当 住居手当 共済費 負担金 共済組合負担金

3 職員手当等	61,247	○施策評価対象外事業
4 共済費	△13,518	財政運営事務 負担金補助及び交付金
11 需用費	16,599	負担金 公共下水道事業会計負担金
19 負担金補助及び交付金	735	○施策評価対象外事業 職員等の人事費に関する事務 職員手当等 通勤手当 管理職手当 期末手当

1 款 議会費 2 款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 財政管理費	8,703	2,200	10,903				2,200
12 地域コミュニティ費	77,515	1,404	78,919				1,404

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		退職手当 62,464
		児童手当 215
		共済費 △13,518
		負担金 △13,518
		共済組合負担金 △12,281
		災害補償費負担金 △507
		雇用保険負担金 △730
		負担金補助及び交付金 5,875
		負担金 5,875
		上下水道事業併任職員負担金 5,875
○施策評価対象外事業		
		庁舎管理（当直・清掃・駐車場等）事務 16,599
		需用費 16,599
		光熱水費 16,599
13 委託料	2,200	○施策評価対象外事業
		財政運営事務 2,200
		委託料 2,200
		各種業務委託料（費用） 2,200
		財務会計システム改修業務委託料 2,200
11 需用費	16	○地域の絆づくりとコミュニティの活性化
15 工事請負費	△273	地域コミュニティ活性化事業 △273
19 負担金補助及び交付金	1,661	工事請負費 △273
		工事請負費（費用） △273
		新橋町第3自治会館改修工事 △273
○市民の危機管理意識の向上		
		防犯対策事業 1,677
		需用費 16
		光熱水費 16

2款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
15 南部市民センター費	40,740	2,217	42,957				2,217
計	5,749,948	70,884	5,820,832	0	0	0	70,884

2款 総務費

2項 徴税費

1 税務総務費	364,708	△8,290	356,418				△8,290
計	548,569	△8,290	540,279	0	0	0	△8,290

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		負担金補助及び交付金 1,661
		補助金 1,661
		防犯灯電気料金補助金 1,661
11 需用費	2,217	○施策評価対象外事業
		庶務関連事務 (南部市民センター) 2,217
		需用費 2,217
		光熱水費 2,217

2 納入金	△4,584	○施策評価対象外事業
3 職員手当等	△3,923	職員等の人事費に関する事務 △8,290
4 共済費	217	給料 △4,584
		一般職給 △4,584
		一般職給 △4,584
		職員手当等 △3,923
		扶養手当 △639
		地域手当 △296
		通勤手当 632
		期末手当 △3,620
		共済費 217
		負担金 217
		厚生年金負担金 217

2款 総務費

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民基本台帳費	千円 359,148	千円 △8,384	千円 350,764	千円	千円	千円	千円 △8,384
計	359,148	△8,384	350,764	0	0	0	△8,384

2款 総務費

4項 選挙費

1 選挙管理委員会費	54,111	△931	53,180				△931
計	131,617	△931	130,686	0	0	0	△931

節		説 明
区 分	金 額	
2 納入	千円 △2,603	○施策評価対象外事業
3 職員手当等	△4,311	職員等の人事費に関する事務 給料
4 共済費	△1,470	一般職給 一般職給 職員手当等 扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 共済費 負担金 共済組合負担金

2 納入	△613	○施策評価対象外事業
3 職員手当等	△318	職員等の人事費に関する事務 給料
		一般職給 一般職給 職員手当等 扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当
		△931 △613 △613 △613 △318 △80 128 △366

2款 総務費

2款 総務費

5項 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 統計調査総務費	千円 19,433	千円 276	千円 19,709	千円	千円	千円	千円 276
計	19,433	276	19,709	0	0	0	276

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	10,303,182	49,446	10,352,628				49,446
-----------	------------	--------	------------	--	--	--	--------

節		説明
区分	金額	
2 紙料	千円 288	千円 ○施策評価対象外事業
3 職員手当等	△75	職員等の人事費に関する事務 給料 一般職給 一般職給 職員手当等 扶養手当 地域手当 勤勉手当 共済費 負担金 共済組合負担金 雇用保険負担金 △75 △156 70 11 63 63 70 △7
4 共済費	63	

2 紉料	△3,546	○高齢者への支援	
3 職員手当等	△9,747	介護保険サービス実施事業	62,873
4 共済費	△134	負担金補助及び交付金	57,358
19 負担金補助及び交付金	57,358	負担金	57,358
23 償還金利子及び割引料	5,362	くすのき広域連合負担金	57,358
28 繰出金	153	償還金利子及び割引料	5,362
		過年度過誤納還付	5,362
		低所得者保険料軽減負担金国庫負担金返還金	4,732
		低所得者保険料軽減負担金府負担金返還金	630
		繰出金	153
		他会計への繰出金	153

2款 總務費 3款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 国民年金費	31,231	1,091	32,322				1,091

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		事務費繰出金 153
		○施策評価対象外事業
		職員等の人事費に関する事務 △13,427
		給料 △3,546
		一般職給 △3,546
		一般職給 △3,546
		職員手当等 △9,747
		扶養手当 △699
		地域手当 △451
		通勤手当 △1,298
		管理職手当 600
		期末手当 △6,902
		勤勉手当 △1,600
		住居手当 603
		共済費 △134
		負担金 △134
		雇用保険負担金 △134
2 紙料	1,018	○施策評価対象外事業
3 職員手当等	△277	職員等の人事費に関する事務 1,091
4 共済費	350	給料 1,018
		一般職給 1,018
		一般職給 1,018
		職員手当等 △277
		扶養手当 △474
		地域手当 137
		勤勉手当 60
		共済費 350
		負担金 350
		共済組合負担金 350

3款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
8 後期高齢者 医療費	千円 1,956,475	千円 △3,032	千円 1,953,443	千円	千円	千円	千円 △3,032
計	12,914,882	47,505	12,962,387	0	0	0	47,505

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童福祉総 務費	517,178	6,266	523,444				6,266
3 保育園費	575,308	△39,004	536,304				△39,004

節		説 明
区 分	金 額	
28 繰出金	千円 △3,032	○健康保険制度の適正な運営 後期高齢者医療事業 繰出金 他会計への繰出金 事務費繰出金
		△3,032 △3,032 △3,032 △3,032

1 報酬	26	○みんなで支え合う子育て環境づくり 放課後児童クラブ運営事業
11 需用費	782	需用費
12 役務費	2	光熱水費
13 委託料	5,456	委託料 施設等運営管理業務委託料（費用） 放課後児童クラブ運営業務委託料 公民連携子どもの居場所事業（子どもLOBBY） 報酬 子どもの未来応援プログラム事業委託事業者選定委員会委員 役務費 通信運搬費
2 給料	△21,483	○就学前教育・保育の充実 公立認定こども園運営事業
3 職員手当等	△17,119	需用費
4 共済費	△5,421	光熱水費
11 需用費	5,019	○施策評価対象外事業 職員等の人事費に関する事務
		△44,023

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 児童通園施設費	315,809	△25,537	290,272				△25,537
計	8,170,292	△58,275	8,112,017	0	0	0	△58,275

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		給料 △21,483
		一般職給 △21,483
		一般職給 △21,483
		職員手当等 △17,119
		扶養手当 △540
		地域手当 △2,573
		管理職手当 △1,220
		期末手当 △8,412
		勤勉手当 △4,374
		共済費 △5,421
		負担金 △5,421
		共済組合負担金 △6,613
		厚生年金負担金 1,192
2 紙料	△12,436	○施策評価対象外事業
3 職員手当等	△10,827	職員等の人事費に関する事務 △25,537
4 共済費	△2,274	給料 △12,436
		一般職給 △12,436
		一般職給 △12,436
		職員手当等 △10,827
		扶養手当 △1,067
		地域手当 △1,213
		期末手当 △5,999
		勤勉手当 △2,548
		共済費 △2,274
		負担金 △2,274
		共済組合負担金 △3,099
		厚生年金負担金 825

3款 民生費

3款 民生費

3項 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 生活保護総務費	千円 800,228	千円 △15,856	千円 784,372	千円	千円	千円	千円 △15,856
計	10,811,954	△15,856	10,796,098	0	0	0	△15,856

3款 民生費

4項 国民健康保険費

1 国民健康保険費	1,740,245	△7,066	1,733,179	1,998			△9,064
				国庫支出金 1,332			
				府支出金 666			
計	1,740,245	△7,066	1,733,179	1,998	0	0	△9,064

節		説 明
区 分	金 額	
2 納入料	千円 △6,668	○施策評価対象外事業
3 職員手当等	△7,549	職員等の人事費に関する事務 給料
4 共済費	△1,639	一般職給 一般職給 職員手当等 扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 共済費 負担金 共済組合負担金
		△15,856 △6,668 △7,549 △813 △793 △1,133 △4,510 △795 495 △1,639 △1,639 △1,639

28 繰出金	△7,066	○施策評価対象外事業 国民健康保険事業特別会計繰出金事務
		繰出金
		他会計への繰出金
		保険基盤安定分（保険者支援分）
		職員給与費等分
		△7,066 △7,066 2,663 △9,729

3 款 民生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 保健衛生総務費	千円 507,259	千円 △22,078	千円 485,181	千円	千円	千円	千円 △22,078
2 予防費	2,421,164	15,465	2,436,629	2,041 国庫支出金 2,041			13,424
7 保健福祉センター費	105,968	18,947	124,915				18,947

節		説明
区分	金額	
2 紙料	千円 △12,665	○施策評価対象外事業 職員等の人事費に関する事務 紙料 一般職給 一般職給 職員手当等 扶養手当 地域手当 通勤手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 住居手当 共済費 負担金 共済組合負担金 厚生年金負担金
3 職員手当等	△8,375	△22,078 △12,665 △8,375 △254 △1,256 △567 △550 △5,242 △1,132 626 △1,038 △1,038 △1,402 364
4 共済費	△1,038	
11 需用費	2,041	○生涯を通じた健康づくりと病気の予防対策 新型コロナウイルスワクチン接種事業（新型コロナ対策）
23 償還金利子及び割引料	13,424	需用費 光熱水費 償還金利子及び割引料 過年度過誤納還付 令和2年度接種体制確保事業費国庫補助金返還金 令和3年度接種体制確保事業費国庫補助金返還金
11 需用費	18,947	○生涯を通じた健康づくりと病気の予防対策 保健福祉センター運営事業

4款 衛生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	3,171,571	12,334	3,183,905	2,041	0	0	10,293

4款 衛生費

2項 清掃費

1 清掃総務費	89,569	△11,942	77,627				△11,942
2 塵芥処理費	2,268,517	83,343	2,351,860				83,343

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		需用費 18,947
		光熱水費 18,947

2 給料	△8,254	○施策評価対象外事業
3 職員手当等	△3,953	職員等の人物費に関する事務
4 共済費	265	給料
		一般職給 △8,254
		一般職給 △8,254
		職員手当等 △3,953
		地域手当 △826
		管理職手当 △1,716
		期末手当 △961
		勤勉手当 △450
		共済費 265
		負担金 265
		雇用保険負担金 265
3 職員手当等	△4,634	○地球環境保全
11 需用費	87,977	リサイクルプラザ施設運転維持管理事業 17,331
		需用費 17,331
		光熱水費 17,331
		○快適に暮らせる生活基盤の整備
		クリーンセンター施設運転維持管理事業 69,391
		需用費 69,391
		光熱水費 69,391
		業務棟維持管理事業 1,255

4款 衛生費

4 款 衛生費

2 項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	2,592,579	71,401	2,663,980	0	0	0	71,401

5 款 農林水産業費

1 項 農業費

1 農業委員会費	12,194	465	12,659				465
2 農業総務費	13,760	3,713	17,473				3,713

節		説	明
区分	金額		
	千円		千円
		需用費	1,255
		光熱水費	1,255
		○施策評価対象外事業	
		職員等の人事費に関する事務	△4,634
		職員手当等	△4,634
		管理職手当	△500
		期末手当	△4,586
		勤勉手当	52
		児童手当	400

3 職員手当等	144	○施策評価対象外事業	
4 共済費	321	職員等の人事費に関する事務	465
		職員手当等	144
		期末手当	99
		勤勉手当	45
		共済費	321
		負担金	321
		共済組合負担金	321
2 給料	804	○施策評価対象外事業	
3 職員手当等	1,896	職員等の人事費に関する事務	3,713
4 共済費	1,013	給料	804
		一般職給	804
		職員手当等	1,896
		扶養手当	700

4款 衛生費 5款 農林水産業費

5款 農林水産業費

1項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	31,802	4,178	35,980	0	0	0	4,178

6款 商工費

1項 商工費

1 商工総務費	112,236	△1,621	110,615				△1,621
3 消費生活対策費	22,590	40	22,630				40
計	800,024	△1,581	798,443	0	0	0	△1,581

節		説	明
区分	金額		
	千円		千円
		地域手当	171
		通勤手当	166
		期末手当	365
		勤勉手当	194
		児童手当	300
		共済費	1,013
		負担金	1,013
		共済組合負担金	1,013

2 給料	△1,184	○施策評価対象外事業	
3 職員手当等	△437	職員等の人事費に関する事務	△1,621
		給料	△1,184
		一般職給	△1,184
		一般職給	△1,184
		職員手当等	△437
		扶養手当	△534
		通勤手当	△230
		期末手当	△9
		住居手当	336
11 需用費	40	○安全・安心な暮らしを支える体制づくり	
		消費生活相談事業	40
		需用費	40
		光熱水費	40

5款 農林水産業費 6款 商工費

7款 土木費

1項 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 土木総務費	千円 204,772	千円 △1,023	千円 203,749	千円	千円	千円	千円 △1,023
計	204,772	△1,023	203,749	0	0	0	△1,023

7款 土木費

2項 道路橋りょう費

1 道路橋りょう総務費	131,336	506	131,842				506
2 交通政策費	384,094	△51,091	333,003	△36,360	△32,700		17,969
				国庫支出金 △36,360	市債 △32,700		

節		説 明
区 分	金 額	
2 紙料	千円 △729	○施策評価対象外事業 職員等の人事費に関する事務 給料 一般職給 一般職給 職員手当等 扶養手当 期末手当 住居手当 共済費 負担金 厚生年金負担金
3 職員手当等	△609	△1,023 △729 △609 265 △1,004 130 315 315 315
4 共済費	315	

11 需用費	506	○快適な道路環境の形成 道路維持管理事業 需用費 光熱水費
		○施策評価対象外事業 庶務関連事務（道路公園課） 需用費 光熱水費
11 需用費	281	○公共交通の充実 乗合タクシー社会実験運行事業 需用費
13 委託料	6,435	消耗品費
15 工事請負費	△57,824	

7款 土木費

7款 土木費

2項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	2,602,541	△50,585	2,551,956	△36,360	△32,700	0	18,475

7款 土木費

3項 河川費

1 河川総務費	242,988	1,612	244,600				1,612
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説	明
区分	金額		
18 備品購入費	千円 17	印刷製本費 備品購入費 少額物品購入費 庁用器具費 ○快適な道路環境の形成 交通安全対策事業 委託料 各種業務委託料（費用） 門真中央線安全対策調査業務委託料 工事請負費 工事請負費（資産） 門真中央線安全対策整備工事	千円 146 17 17 17 △51,389 6,435 6,435 6,435 △57,824 △57,824 △57,824

3 職員手当等	47	○憩いの場の充実	
4 共済費	111	用排水路・一般下水道及び都市下水路維持管理事業 負担金補助及び交付金	1,224 1,224
11 需用費	230	負担金 淀川左岸用水管理施設維持管理負担金	1,224 1,224
19 負担金補助及び交付金	1,224	○下水道施設の基盤強化 調節池維持管理事業 需用費 光熱水費 ○施策評価対象外事業 職員等の人物費に関する事務 職員手当等	230 230 230 158 47

7款 土木費

7款 土木費

3項 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	242,988	1,612	244,600	0	0	0	1,612

7款 土木費

4項 都市計画費

1 都市計画総務費	604,729	△4,986	599,743				△4,986
6 緑化推進費	26,320	300	26,620				300
計	5,948,408	△4,686	5,943,722	0	0	0	△4,686

節		説	明
区分	金額		
	千円		千円
		期末手当	47
		共済費	111
		負担金	111
		共済組合負担金	111

2 給料	△1,757	○施策評価対象外事業	
3 職員手当等	△3,880	職員等の人事費に関する事務	△4,986
4 共済費	651	給料	△1,757
		一般職給	△1,757
		一般職給	△1,757
		職員手当等	△3,880
		扶養手当	△197
		通勤手当	1,026
		期末手当	△4,749
		児童手当	40
		共済費	651
		負担金	651
		共済組合負担金	651
11 需用費	300	○憩いの場の充実	
		緑化推進事業	300
		需用費	300
		光熱水費	300

7款 土木費

7款 土木費

5項 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 住宅管理費	千円 2,178,128	千円 90,750	千円 2,268,878	千円 36,300	千円 48,900	千円	千円 5,550
				国庫支出金 36,300	市債 48,900		
2 改良住宅管理費	205,805	△124,994	80,811			△124,994 繰入金 △124,994	
計	2,598,168	△34,244	2,563,924	36,300	48,900	△124,994	5,550

7款 土木費

7項 災害救助費

1 災害救助費	34,619	23	34,642				23
計	34,619	23	34,642	0	0	0	23

8款 消防費

1項 消防費

2 非常備消防費	47,765	14	47,779				14
----------	--------	----	--------	--	--	--	----

節		説 明
区 分	金 額	
15 工事請負費	千円 90,750	○快適な住まい環境の充実 市営住宅維持管理事業 工事請負費 工事請負費（資産） 市道千石西町南北線拡幅整備工事 市道千石西町東西線整備工事
		千円 90,750 90,750 90,750 50,751 39,999
11 需用費	△124,994	○快適な住まい環境の充実 市営住宅維持管理事業 需用費 修繕料 施設等修繕料
		△124,994 △124,994 △124,994 △124,994

11 需用費	23	○危機管理と災害時対策 防災対策事業 需用費 光熱水費
		23 23 23

11 需用費	14	○消防・救急医療体制の充実 消防活動事業 需用費 光熱水費
		14 14 14

7款 土木費 8款 消防費

8款 消防費

1項 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	千円 1,894,266	千円 14	千円 1,894,280	千円 0	千円 0	千円 0	千円 14

9款 教育費

1項 教育総務費

2 事務局費	768,280	△718	767,562				△718
計	1,179,079	△718	1,178,361	0	0	0	△718

9款 教育費

2項 小学校費

1 学校管理費	1,063,078	72,578	1,135,656				72,578
---------	-----------	--------	-----------	--	--	--	--------

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

2 給料	△449	○施策評価対象外事業
3 職員手当等	△1,241	職員等の人事費に関する事務
4 共済費	972	給料
		一般職給
		一般職給
		職員手当等
		扶養手当
		管理職手当
		期末手当
		勤勉手当
		児童手当
		共済費
		負担金
		共済組合負担金
		雇用保険負担金

2 給料	5,075	○学校教育の推進
3 職員手当等	2,260	きめ細かな指導を実現する環境づくり事業（新型コロナ対策）
4 共済費	1,659	共済費
		負担金

8款 消防費 9款 教育費

9款 教育費

2項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,063,078	72,578	1,135,656	0	0	0	72,578

節		説	明
区分	金額		
11 需用費	千円 63,584	共済組合負担金	千円 △227
		学力向上事業	△138
		共済費	△138
		負担金	△138
		共済組合負担金	△138
		○施策評価対象外事業	
		職員等の人事費に関する事務	9,359
		給料	5,075
		一般職給	5,075
		一般職給	5,075
		職員手当等	2,260
		扶養手当	127
		地域手当	1,108
		通勤手当	192
		期末手当	△339
		勤勉手当	1,102
		児童手当	70
		共済費	2,024
		負担金	2,024
		共済組合負担金	2,024
		○施策評価対象外事業	
		学校予算配当事業	63,584
		需用費	63,584
		光热水費	63,584

9款 教育費

9款 教育費

3項 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	千円 381,067	千円 39,433	千円 420,500	千円	千円	千円	千円 39,433
計	444,428	39,433	483,861	0	0	0	39,433

9款 教育費

4項 幼稚園費

1 幼稚園管理 費	67,769	2,341	70,110				2,341
--------------	--------	-------	--------	--	--	--	-------

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	千円 263	○学校教育の推進 きめ細かな指導を実現する環境づくり事業（新型コロナ対策） 129
4 共済費	299	
11 需用費	38,871	職員手当等 129 通勤手当 129 学力向上事業 △48 共済費 △48 負担金 △48 共済組合負担金 △48 ○施策評価対象外事業 職員等の入件費に関する事務 481 職員手当等 134 勤勉手当 134 共済費 347 負担金 347 共済組合負担金 347 ○施策評価対象外事業 学校予算配当事業 38,871 需用費 38,871 光熱水費 38,871

2 給料	500	○就学前教育・保育の充実
4 共済費	1,546	公立幼稚園運営事業 295
11 需用費	295	需用費 295 光熱水費 295

9款 教育費

9款 教育費

4項 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	176,374	2,341	178,715	0	0	0	2,341

9款 教育費

5項 社会教育費

1 社会教育総務費	240,199	△1,360	238,839				△1,360
3 公民館費	39,185	△14,533	24,652				△14,533

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
	○施策評価対象外事業	
	職員等の人事費に関する事務	2,046
	給料	500
	一般職給	500
	一般職給	500
	共済費	1,546
	負担金	1,546
	共済組合負担金	1,546

2 給料	△1,005	○施策評価対象外事業
3 職員手当等	△534	職員等の人事費に関する事務
4 共済費	179	給料
		一般職給
		一般職給
		職員手当等
		扶養手当
		共済費
		負担金
		共済組合負担金
15 工事請負費	△14,533	○地域教育環境の充実
		公民館運営事業
		工事請負費
		工事請負費（資産）
		公民館改修工事

9款 教育費

9款 教育費

5項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
4 図書館費	千円 177,608	千円 1,301	千円 178,909	千円	千円	千円	千円 1,301
計	620,430	△14,592	605,838	0	0	0	△14,592

9款 教育費

6項 保健体育費

1 保健体育総務費	429,155	2,199	431,354				2,199
2 体育施設費	84,231	907	85,138				907

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	千円 △84	○地域教育環境の充実 図書館運営事業 需用費 光熱水費 ○施策評価対象外事業 職員等の人事費に関する事務 職員手当等 通勤手当 管理職手当 共済費 負担金 共済組合負担金
4 共済費	△183	1, 568 1, 568 1, 568 △267 △84 216 △300 △183 △183 △183
11 需用費	1, 568	

2 給料	1, 038	○施策評価対象外事業 職員等の人事費に関する事務 給料 一般職給 一般職給 職員手当等 地域手当 勤勉手当 共済費 負担金 共済組合負担金
3 職員手当等	287	2, 199 1, 038
4 共済費	874	1, 038 287 196 91 874 874 874
11 需用費	817	○市民スポーツの振興

9款 教育費

9款 教育費

6項 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	521,968	3,106	525,074	0	0	0	3,106

1 1 款 公債費

1項 公債費

1 元金	6,419,751	30,168	6,449,919				30,168
計	6,729,136	30,168	6,759,304	0	0	0	30,168

1 2 款 予備費

1項 予備費

1 予備費	80,054	△3,856	76,198				△3,856
計	80,054	△3,856	76,198	0	0	0	△3,856

節		説 明
区 分	金 額	
18 備品購入費	千円 90	千円 570
	総合体育館運営管理事業	
	需用費	480
	消耗品費	480
	備品購入費	90
	少額物品購入費	90
	総合体育館用備品費	90
	旧北小学校運動場運営管理事業	337
	需用費	337
	光熱水費	337

23 債還金利子及 び割引料	30,168	○施策評価対象外事業
		財政運営事務
		債還金利子及び割引料
		1年以内償還予定地方債元本償還
		市債元金償還金

9款 教育費 11款 公債費 12款 予備費

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考 (その他の手当の内容)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
正	長等	4	—	32,610	20,760 (4.45月)	4,566	—	—	57,936	10,051	67,987
	議員	20	144,342	—	68,943 (4.45月)	—	—	—	213,285	45,856	259,141
	その他の特別職	697	49,960	—	—	—	—	5,682	55,642	—	55,642 甲種、乙種等手当
後	計	721	194,302	32,610	89,703 (4.45月)	4,566	—	5,682	326,863	55,907	382,770
	長等	4	—	32,610	20,760 (4.45月)	4,566	—	—	57,936	10,051	67,987
	議員	20	144,342	—	68,943 (4.45月)	—	—	—	213,285	45,856	259,141
前	その他の特別職	694	49,934	—	—	—	—	5,682	55,616	—	55,616 甲種、乙種等手当
	計	718	194,276	32,610	89,703 (4.45月)	4,566	—	5,682	326,837	55,907	382,744
	長等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
比	議員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の特別職	3	26	—	—	—	—	—	26	—	26
	計	3	26	—	—	—	—	—	26	—	26

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(318) 854	452,355	2,963,712	2,733,006	6,149,073	1,183,431	7,332,504	
補正前	(318) 864	452,355	3,033,322	2,748,088	6,233,765	1,200,123	7,433,888	
比較	(-) △10	—	△69,610	△15,082	△84,692	△16,692	△101,384	

職員手当の 内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	94,486	448,520	268,836	80,253	115,077	822,532	556,867
	補正前	100,652	454,687	268,836	81,151	118,068	876,686	565,396
	比較	△6,166	△6,167	—	△898	△2,991	△54,154	△8,529
	区分	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	
	補正後	69,800	267,143	4,811	1,419	2,941	321	
	補正前	68,441	204,679	4,811	1,419	2,941	321	
	比較	1,359	62,464	—	—	—	—	

ア 会計年度任用職員以外の職員 () 内は、短時間勤務職員(外書き)

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(-) 757	2,812,707	2,575,846	5,388,553	1,049,121	6,437,674	
補正前	(-) 767	2,882,317	2,590,928	5,473,245	1,068,053	6,541,298	
比較	(-) △10	△69,610	△15,082	△84,692	△18,932	△103,624	

職員手当の 内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	94,486	427,422	259,803	71,938	115,077	705,787	556,867
	補正前	100,652	433,589	259,803	72,836	118,068	759,941	565,396
	比較	△6,166	△6,167	—	△898	△2,991	△54,154	△8,529
	区分	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	
	補正後	69,800	265,198	4,811	1,395	2,941	321	
	補正前	68,441	202,734	4,811	1,395	2,941	321	
	比較	1,359	62,464	—	—	—	—	

イ 会計年度任用職員 () 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員（外書き）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 濟 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(318) 97	452,355	151,005	157,160	760,520	134,310	894,830	
補 正 前	(318) 97	452,355	151,005	157,160	760,520	132,070	892,590	
比 較	(-)	—	—	—	—	2,240	2,240	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	—	21,098	9,033	8,315	—	116,745	—
	補 正 前	—	21,098	9,033	8,315	—	116,745	—
	比 較	—	—	—	—	—	—	—
	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	—	1,945	—	24	—	—	
	補 正 前	—	1,945	—	24	—	—	
	比 較	—	—	—	—	—	—	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 别 内 訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	—	報酬改定に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	—	
給 料	△69,610	給与改定に伴う 増減分	—	
		昇給に伴う 増加分	—	
		その他の増減分	△69,610 採用・退職・異動に伴う影響 分等	
職 員 手 当	△15,082	制度改正に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	△15,082 採用・退職・異動に伴う影響 分等	扶養手当・地域手当・通勤手当・管理職手当・期末手当・ 勤勉手当・住居手当・退職手当

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△69,610	給与改定に伴う 増減分	—	
		昇給に伴う 増加分	—	
		その他の増減分	△69,610	採用・退職・異動に伴う影響 分等
職員手当	△15,082	制度改革に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	△15,082	採用・退職・異動に伴う影響 分等 扶養手当・地域手当・通勤手当・管理職手当・期末手当・ 勤勉手当・住居手当・退職手当

イ 会計年度任用職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
報酬	—	報酬改定に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	—	
給料	—	給与改定に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	—	
職員手当	—	制度改革に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	—	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	分	一般行政職	技能労務職
令和4年10月1日現在	平均給料月額(円)	304,261	347,680
	平均給与月額(円)	390,394	414,250
	平均年齢(歳)	41歳4月	55歳9月
令和4年1月1日現在	平均給料月額(円)	307,375	349,897
	平均給与月額(円)	394,279	416,627
	平均年齢(歳)	41歳4月	55歳4月

イ 初任給

区分	一般行政職 (円)	技能労務職 (円)	国 の 制 度	
			一般行政職(円)	技能労務職(円)
高校卒	165,900	165,900	一般職 150,600	136,100
大学卒	195,500	—	総合職 195,500 一般職 182,200	—

ウ 級別職員数

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

区分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和4年10月1日現在	8級	9	1.4	8級	—	—
	7級	11	1.7	7級	—	—
	6級	56	8.8	6級	—	—
	5級	102	16.0	5級	—	—
	4級	128	20.1	4級	95	79.8
	3級	135	21.1	3級	24	20.2
	2級	180	28.2	2級	—	—
	1級	17	2.7	1級	—	—
	計	(—) 638	100.0	計	(—) 119	(—) 100.0
令和4年1月1日現在	8級	10	1.6	8級	—	—
	7級	12	1.9	7級	—	—
	6級	55	8.7	6級	—	—
	5級	99	15.7	5級	—	—
	4級	118	18.6	4級	109	81.3
	3級	138	21.8	3級	(1) 25	(100.0) 18.7
	2級	188	29.7	2級	—	—
	1級	14	2.2	1級	—	—
	計	(—) 634	100.0	計	(1) 134	(100.0) 100.0

(級別の基準となる職務)

8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
統括理事・部長	次長	課長	課長補佐	主任	主査	係員	係員

縹 越 明 許 費 説 明 書

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	節	金額	縹り越すべき理由
2 交通政策費		千円 10,817	事業完了に日数を要するため
	19 負担金補助及び交付金	10,817	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		一般財源
						国 府 支 出 金	地 方 債	
知事選挙及び府議会議員選挙事務委託	千円 22,926	千円 -	千円 -	令和4年度 ↓ 令和5年度	千円 22,926	千円 22,926	千円 -	千円 -
公民館及び自治会館用地改修工事	14,806	-	-	令和4年度 ↓ 令和5年度	14,806	-	-	14,806
機密文書廃棄業務委託	972	-	-	令和4年度 ↓ 令和5年度	972	-	-	972
子どもの未来応援プログラム事業(3)	18,644	-	-	令和4年度 ↓ 令和6年度	18,644	10,000	-	8,644
こども発達支援センター指定管理業務委託	818,205	-	-	令和4年度 ↓ 令和10年度	818,205	-	-	818,205
リサイクル施設閉鎖業務委託	19,729	-	-	令和4年度 ↓ 令和5年度	19,729	-	-	19,729
可燃ごみ積替及び展開検査施設整備工事	31,196	-	-	令和4年度 ↓ 令和5年度	31,196	-	-	31,196
千石西町南北線・東西線整備工事	48,026	-	-	令和5年度	48,026	16,205	28,400	3,421
歴史資料館敷地分筆・境界画定業務委託	3,337	-	-	令和4年度 ↓ 令和5年度	3,337	-	-	3,337
歴史資料館本館撤去等工事	141,637	-	-	令和4年度 ↓ 令和5年度	141,637	-	-	141,637
総合体育館運営管理事業	4,297	-	-	令和4年度 ↓ 令和5年度	4,297	-	3,200	1,097

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前々年度末 現在高	前年度末現在高 見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中起債 見込額	当該年度中元金 償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普通債	28,831,015	28,700,020	6,982,171	4,417,030	31,265,161
(1) 総務債	7,247,619	6,637,787	2,495,971	3,000,282	6,133,476
(2) 民生債	1,951,741	1,860,444	1,100	101,348	1,760,196
(3) 衛生債	2,103,936	2,122,470	60,000	199,651	1,982,819
(4) 土木債	2,837,640	3,081,820	668,500	234,442	3,515,878
(5) 公営住宅債	8,407,579	8,934,130	3,343,200	398,185	11,879,145
(6) 消防債	46,953	42,157	6,400	4,800	43,757
(7) 教育債	6,235,547	6,021,212	407,000	478,322	5,949,890
2. 災害復旧	8,900	8,713	—	887	7,826
(1) 衛生債	7,600	7,413	—	725	6,688
(2) 土木債	1,300	1,300	—	162	1,138
3. その他	23,286,156	23,417,300	745,981	2,032,002	22,131,279
(1) 減税補てん債	220,390	145,522	—	51,893	93,629
(2) 臨時財政対策債	22,911,866	23,117,878	745,981	1,980,109	21,883,750
(3) 減収補てん債	153,900	153,900	—	—	153,900
合計	52,126,071	52,126,033	7,728,152	6,449,919	53,404,266

議案第71号

令和4年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

令和4年度門真市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,729千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,450,113千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険料		千円 2,705,517	千円 △2,663	千円 2,702,854
1 一般会計繰入金	1 国民健康保険料	2,705,517	△2,663	2,702,854
5 繰入金		1,740,245	△7,066	1,733,179
	1 一般会計繰入金	1,740,245	△7,066	1,733,179
歳 入 合 計		15,459,842	△9,729	15,450,113

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		355, 247	△9, 729	345, 518
	1 総務管理費	355, 009	△9, 729	345, 280
3 国民健康保険事業費納付金		4, 127, 253	0	4, 127, 253
	1 医療給付費分	2, 979, 563	0	2, 979, 563
	2 後期高齢者支援金等分	807, 327	0	807, 327
	3 介護納付金分	340, 363	0	340, 363
歳 出 合 計		15, 459, 842	△9, 729	15, 450, 113

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 国民健康保険料	2,705,517	△2,663	2,702,854
5 繰入金	1,740,245	△7,066	1,733,179
歳入合計	15,459,842	△9,729	15,450,113

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	355,247	△9,729	345,518
3 国民健康保険事業費納付金	4,127,253	0	4,127,253
歳出合計	15,459,842	△9,729	15,450,113

2 歳 入

1 款 国民健康保険料

1 項 国民健康保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般被保険者国民健康保険料	千円 2,703,260	千円 △2,663	千円 2,700,597
計	2,705,517	△2,663	2,702,854

5 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	1,740,245	△7,066	1,733,179
計	1,740,245	△7,066	1,733,179

節		説	明
区分	金額		
1 医療給付費分	千円 △1,884	現年度分	千円
現年度分			
3 介護納付金分	△210	現年度分	
現年度分			
5 後期高齢者支援金分	△569	現年度分	
現年度分			

2 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	2,663	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)
3 職員給与費等繰入金	△9,729	職員給与費等繰入金

国民健康保険事業特別会計

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 351,540	千円 △9,729	千円 341,811	千円	千円	千円	千円 △9,729
計	355,009	△9,729	345,280	0	0	0	△9,729

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費分

1 一般被保険者医療給付費分	2,978,555	0	2,978,555			国民健康保険料 △1,884	
計	2,979,563	0	2,979,563	0	0	1,884	0

節		説 明
区 分	金 額	
2 紙料	千円 △4,665	○施策評価対象外事業 職員等の人事費に関する事務 紙料
3 職員手当等	△4,152	一般職給 一般職給 職員手当等 地域手当 期末手当 勤勉手当 共済費 負担金 共済組合負担金
4 共済費	△912	△4,665 △4,665 △4,152 △412 △2,854 △886 △912 △912 △912

国民健康保険事業特別会計

3款 国民健康保険事業費納付金

2項 後期高齢者支援金等分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	千円 807,133	千円 0	千円 807,133	千円	千円	千円	千円
						国民健康保 険料 △569	
						繰入金 569	
計	807,327	0	807,327	0	0	0	0

3款 国民健康保険事業費納付金

3項 介護納付金分

1 介護納付金分	340,363	0	340,363			国民健康保 険料 △210	
計	340,363	0	340,363	0	0	繰入金 210	0

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円

国民健康保険事業特別会計

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 濟 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(一) 27	24,904	89,594	77,253	191,751	38,332	230,083	
補 正 前	(一) 27	24,904	94,259	81,405	200,568	39,244	239,812	
比 較	(一) —	—	△4,665	△4,152	△8,817	△912	△9,729	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	2,802	13,428	8,146	2,659	2,520	26,654	17,199

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)
	補 正 後	3,225	—	—	600	20	—

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)
	補 正 前	3,225	—	—	600	20	—

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)
	比 較	—	—	—	—	—	—

ア 会計年度任用職員以外の職員 () 内は、短時間勤務職員(外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 濟 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(一) 27	89,594	72,088	161,682	32,812	194,494	
補 正 前	(一) 27	94,259	76,240	170,499	33,724	204,223	
比 較	(一) —	△4,665	△4,152	△8,817	△912	△9,729	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	2,802	13,428	8,146	2,659	2,520	21,489	17,199

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 勿 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)
	補 正 前	3,225	—	—	600	20	—

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 勿 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)
	比 較	—	—	—	—	—	—

イ 会計年度任用職員 () 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員（外書き）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 濟 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(14) —	24,904	—	5,165	30,069	5,520	35,589	
補 正 前	(14) —	24,904	—	5,165	30,069	5,520	35,589	
比 較	(—) —	—	—	—	—	—	—	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	—	—	—	—	—	5,165	—
	補 正 前	—	—	—	—	—	5,165	—
	比 較	—	—	—	—	—	—	—
	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	—	—	—	—	—	—	
	補 正 前	—	—	—	—	—	—	
	比 較	—	—	—	—	—	—	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 别 内 訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	—	報酬改定に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	—	
給 料	△4,665	給与改定に伴う 増減分	—	
		昇給に伴う 増加分	—	
		その他の増減分	△4,665 採用・退職・異動に伴う影響分等	
職 員 手 当	△4,152	制度改正に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	△4,152 採用・退職・異動に伴う影響分等	地域手当・期末手当・勤勉手当

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△4,665	給与改定に伴う 増減分	—	
		昇給に伴う 増加分	—	
		その他の増減分	△4,665	採用・退職・異動に伴う影響分等
職員手当	△4,152	制度改革に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	△4,152	採用・退職・異動に伴う影響分等 地域手当・期末手当・勤勉手当

イ 会計年度任用職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
報酬	—	報酬改定に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	—	
給料	—	給与改定に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	—	
職員手当	—	制度改革に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	—	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	分	一般行政職
令和4年10月1日現在	平均給料月額(円)	285,170
	平均給与月額(円)	359,477
	平均年齢(歳)	39歳11月
令和4年1月1日現在	平均給料月額(円)	298,078
	平均給与月額(円)	371,249
	平均年齢(歳)	40歳11月

イ 初任給

区分	一般行政職 (円)	国の制度	
		一般行政職(円)	
高校卒	165,900	一般職	150,600
大学卒	195,500	総合職 一般職	195,500 182,200

ウ 級別職員数

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

区分	一般行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和4年10月1日現在	8級	—	—
	7級	—	—
	6級	1	3.7
	5級	3	11.1
	4級	5	18.5
	3級	8	29.6
	2級	9	33.4
	1級	1	3.7
	計	(-) 27	(-) 100.0
令和4年1月1日現在	8級	—	—
	7級	—	—
	6級	1	4.0
	5級	3	12.0
	4級	5	20.0
	3級	7	28.0
	2級	8	32.0
	1級	1	4.0
	計	(-) 25	(-) 100.0

(級別の基準となる職務)

8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
統括理事・部長	次長	課長	課長補佐	主任	主査	係員	係員

議案第72号

令和4年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度門真市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,032千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,974,963千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		千円 502,462	千円 △3,032	千円 499,430
	1 一般会計繰入金	502,462	△3,032	499,430
	歳 入 合 計	1,977,995	△3,032	1,974,963

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		55, 520	△3, 032	52, 488
	1 総務管理費	49, 678	△3, 032	46, 646
	歳 出 合 計	1, 977, 995	△3, 032	1, 974, 963

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 繰入金	502, 462	△3, 032	499, 430
歳入合計	1, 977, 995	△3, 032	1, 974, 963

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 55,520	千円 △3,032	千円 52,488
歳出合計	1,977,995	△3,032	1,974,963

2 歳 入

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 事務費繰入金	千円 50,549	千円 △3,032	千円 47,517
計	502,462	△3,032	499,430

節		説	明
区 分	金 額		
1 事務費繰入金	千円 △3,032	事務費繰入金	千円

後期高齢者医療事業特別会計

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 49,678	千円 △3,032	千円 46,646	千円	千円	千円	千円 △3,032
計	49,678	△3,032	46,646	0	0	0	△3,032

節		説	明
区分	金額		
2 紙料	千円 △1,778	○施策評価対象外事業	千円
3 職員手当等	△1,172	職員等の人事費に関する事務 給料	△3,032 △1,778
4 共済費	△82	一般職給 一般職給 職員手当等 地域手当 期末手当 勤勉手当 共済費 負担金 共済組合負担金	△1,778 △1,778 △1,172 △248 △477 △447 △82 △82 △82

後期高齢者医療事業特別会計

給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(-)	4	—	12,430	10,275	22,705	4,714	27,419
補正前	(-)	4	—	14,208	11,447	25,655	4,796	30,451
比較	(-)	—	—	△1,778	△1,172	△2,950	△82	△3,032

職員手当の 内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	594	1,790	733	640	—	3,224	2,310
	補正前	594	2,038	733	640	—	3,701	2,757
	比較	—	△248	—	—	—	△477	△447
	区分	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	
	補正後	984	—	—	—	—	—	
	補正前	984	—	—	—	—	—	
	比較	—	—	—	—	—	—	

ア 会計年度任用職員以外の職員 () 内は、短時間勤務職員(外書き)

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(-)	4	12,430	10,275	22,705	4,714	27,419
補正前	(-)	4	14,208	11,447	25,655	4,796	30,451
比較	(-)	—	△1,778	△1,172	△2,950	△82	△3,032

職員手当の 内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	594	1,790	733	640	—	3,224	2,310
	補正前	594	2,038	733	640	—	3,701	2,757
	比較	—	△248	—	—	—	△477	△447
	区分	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	
	補正後	984	—	—	—	—	—	
	補正前	984	—	—	—	—	—	
	比較	—	—	—	—	—	—	

イ 会計年度任用職員 () 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員（外書き）

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(-)	-	-	-	-	-	-	-
補正前	(-)	-	-	-	-	-	-	-
比較	(-)	-	-	-	-	-	-	-

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	-	-	-	-	-	-	-
	補正前	-	-	-	-	-	-	-
	比較	-	-	-	-	-	-	-
職員手当の内訳	区分	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	
	補正後	-	-	-	-	-	-	
	補正前	-	-	-	-	-	-	
	比較	-	-	-	-	-	-	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
報酬	-	報酬改定に伴う増減分	-	
		その他の増減分	-	
給料	△1,778	給与改定に伴う増減分	-	
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	△1,778 採用・退職・異動に伴う影響分等	
職員手当	△1,172	制度改革に伴う増減分	-	
		その他の増減分	△1,172 採用・退職・異動に伴う影響分等	地域手当・期末手当・勤勉手当

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△1,778	給与改定に伴う 増減分	—	
		昇給に伴う 増加分	—	
		その他の増減分	△1,778	採用・退職・異動に伴う影響 分等
職員手当	△1,172	制度改革に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	△1,172	採用・退職・異動に伴う影響 分等 地域手当・期末手当・勤勉手当

イ 会計年度任用職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
報酬	—	報酬改定に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	—	
給料	—	給与改定に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	—	
職員手当	—	制度改革に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	—	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職
令和4年10月1日現在	平均給料月額(円)	288,375
	平均給与月額(円)	363,100
	平均年齢(歳)	37歳10月
令和4年1月1日現在	平均給料月額(円)	289,700
	平均給与月額(円)	361,335
	平均年齢(歳)	39歳7月

イ 初任給

区分	一般行政職 (円)	国の制度	
		一般行政職(円)	
高校卒	165,900	一般職	150,600
大学卒	195,500	総合職	195,500
		一般職	182,200

ウ 級別職員数

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

区分	一般行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和4年10月1日現在	8級	—	—
	7級	—	—
	6級	—	—
	5級	—	—
	4級	1	25.0
	3級	3	75.0
	2級	—	—
	1級	—	—
	計	(—) 4	(—) 100.0
令和4年1月1日現在	8級	—	—
	7級	—	—
	6級	—	—
	5級	—	—
	4級	1	25.0
	3級	1	25.0
	2級	2	50.0
	1級	—	—
	計	(—) 4	(—) 100.0

(級別の基準となる職務)

8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
統括理事・部長	次長	課長	課長補佐	主任	主査	係員	係員

議案第73号

令和4年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度門真市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,515千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金		千円 6,362	千円 153	千円 6,515
	1 一般会計繰入金	6,362	153	6,515
	歳 入 合 計	6,362	153	6,515

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		5, 776	153	5, 929
	1 総務管理費	5, 776	153	5, 929
	歳 出 合 計	6, 362	153	6, 515

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円	千円	千円
	5,776	153	5,929
歳出合計	6,362	153	6,515

2 歳 入

1 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 6,362	千円 153	千円 6,515
計	6,362	153	6,515

節		説	明
区 分	金 額		
1 事務費繰入金	千円 153	事務費繰入金	千円

介護保険事業特別会計

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 5,776	千円 153	千円 5,929	千円	千円	千円	千円 153
計	5,776	153	5,929	0	0	0	153

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 報酬	千円 143	○高齢者への支援 門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業	
9 旅費	1		153
12 役務費	9	報酬 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会委員報酬 旅費 費用弁償 役務費 通信運搬費	143 1 1 9 9

介護保険事業特別会計

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考 (その他の手当の内容)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
正	長等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の特別職	27	227	—	—	—	—	227	—	227	
後	計	27	227	—	—	—	—	227	—	227	
正	長等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の特別職	10	84	—	—	—	—	84	—	84	
前	計	10	84	—	—	—	—	84	—	84	
比	長等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の特別職	17	143	—	—	—	—	143	—	143	
較	計	17	143	—	—	—	—	143	—	143	

議案第74号

令和4年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度門真市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度門真市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）	入	
				収	出
第1款 下水道事業収益	4,341,926千円	△4,460千円	4,337,466千円		
第1項 営業収益	3,454,319千円	△5,141千円	3,449,178千円		
第2項 営業外収益	887,606千円	681千円	888,287千円		
支					
第1款 下水道事業費用	3,763,225千円	3,337千円	3,766,562千円		
第1項 営業費用	3,250,387千円	△6,663千円	3,243,724千円		
第2項 営業外費用	507,338千円	10,000千円	517,338千円		

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,988,192千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額109,626千円、当年度分損益勘定留保資金1,343,533千円、繰越利益剰余金処分額227,400千円及び当年度利益剰余金処分額307,633千円」を「不足する額1,969,592千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額101,130千円、過年度分損益勘定留保資金11,750千円、当年度分損益勘定留保資金1,336,189千円、繰越利益剰余金処分額195,184千円及び当年度利益剰余金処分額325,339千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）	入	
				収	出
第1款 資本的収入	2,772,978千円	18,600千円	2,791,578千円		

第1項 企業債 2,495,160千円 18,600千円 2,513,760千円
 (企業債の補正)

第4条 予算第6条の表中

「

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
資本費平準化	千円 924,500	証書借入 又は 証券発行	% 8.0 以内	政府 地方公共団 体金融機構 大阪府 銀行 その他	40年以内(うち据置5年 以内)半年賦元利均等又は 元金均等償還。 なお、財政状況等により 必要に応じて繰上償還又 は低利債に借り換えるこ とができる。
計	2,495,160				

」

を

「

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
資本費平準化	千円 943,100	補正前と 同じ	補正 前と 同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
計	2,513,760				

」

に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第10条中「1,751,138千円」を「1,745,997千円」に改める。

(利益剰余金の処分の補正)

第6条 予算第11条本文中繰越利益剰余金「227,400千円」を「195,184千円」に、当年度利益剰余金「307,633千円」を「325,339千円」に改め、第1号を次のように改める。

(1) 減債積立金 520,523千円

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

令和4年度

門真市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
に関する説明書

令和4年度門真市公共下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益の収入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備考
1. 下水道事業収益			4,341,926	△ 4,460	4,337,466	
	1. 営業収益		3,454,319	△ 5,141	3,449,178	
		2. 他会計繰入金	1,581,920	△ 5,141	1,576,779	
	2. 営業外収益		887,606	681	888,287	
		3. 長期前受金戻入	699,361	681	700,042	

支出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備考
1. 下水道事業費用			3,763,225	3,337	3,766,562	
	1. 営業費用		3,250,387	△ 6,663	3,243,724	
		5. 減価償却費	2,017,894	△ 6,663	2,011,231	
	2. 営業外費用		507,338	10,000	517,338	
		2. 消費税及び地方消費税	5,000	10,000	15,000	

資本的収入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備考
1. 資本的収入			2,772,978	18,600	2,791,578	
	1. 企業債		2,495,160	18,600	2,513,760	
		1. 建設改良企業債	2,495,160	18,600	2,513,760	

令和4年度門真市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(千円単位)
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	469,629
減価償却費	2,011,231
固定資産除却費	25,000
退職給付引当金の増減額(△は減少)	8,598
賞与・法定福利費引当金の増減額(△は減少)	3,292
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 206
長期前受金戻入額	△ 700,042
受取利息及び受取利息配当金	△ 1
支払利息	501,311
未収金の増減額(△は増加)	121,015
未払金の増減額(△は減少)	6,591
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 580
預り金の増減額(△は減少)	1,173
小計	2,447,011
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△ 501,311
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,945,701

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 2,131,860
無形固定資産の取得による支出	△ 301,370
国庫補助金による収入	285,721
受益者負担金等による収入	15,479
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,132,030

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	3,716,560
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 2,794,407
その他の他会計借入金による収入	7,970,000
その他の他会計借入金の返済による支出	△ 8,290,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	602,153

資金増加額(又は減少額)	415,824
資金期首残高	113,798
資金期末残高	529,622

令和3年度門真市公共下水道事業損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1. 営 業 収 益			
(1) 下 水 道 使 用 料	1,659,652		
(2) 他 会 計 繰 入 金	1,534,682		
(3) そ の 他 営 業 収 益	<u>6,145</u>	3,200,479	
2. 営 業 費 用			
(1) 管 渠 費	47,460		
(2) 普 及 指 導 費	30,669		
(3) 業 務 費	88,861		
(4) 総 係 費	68,627		
(5) 減 億 償 却 費	1,990,087		
(6) 資 産 減 耗 費	12,317		
(7) 流域下水道維持管理負担金	<u>783,213</u>	<u>3,021,234</u>	
営 業 利 益			179,245
3. 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	2		
(2) 補 助 金	166,352		
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	693,802		
(4) 引 当 金 戻 入 益	784		
(5) 雜 収 益	<u>17,494</u>	878,434	
4. 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 費	532,699		
(2) 雜 支 出	<u>27,740</u>	<u>560,439</u>	<u>317,995</u>
經 常 利 益			497,240
5. 特 別 利 益			
(1) そ の 他 特 別 利 益		49,656	
6. 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損		<u>0</u>	<u>49,656</u>
当 年 度 純 利 益			546,896
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			0
そ の 他 未 处 分 利 益 剰 余 金 変 動 額			<u>368,968</u>
当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金			<u>915,864</u>

令和3年度門真市公共下水道事業貸借対照表

(令和4年3月31日)

資産の部

千円

千円

千円

千円

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地	11,065
ロ 構 築 物	98,144,529
構築物減価償却累計額	<u>△40,100,848</u>
ハ 工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,656
工具、器具及び備品減価償却累計額	<u>△1,002</u>
ニ そ の 他 有 形 固 定 資 産	68,861
その他有形固定資産減価償却累計額	<u>△65,418</u>
ホ 建 設 仮 勘 定	<u>246,482</u>
有形固定資産合計	58,305,325

(2) 無形固定資産

イ 施 設 利 用 権	7,402,499
無形固定資産合計	<u>7,402,499</u>
固定資産合計	65,707,824

2. 流動資産

(1) 現金預金

113,798

(2) 未収金

イ 営 業 未 収 金	408,658
貸 倒 引 当 金	<u>△6,945</u>
ロ 営 業 外 未 収 金	28,878
ハ 未 収 特 別 利 益	54,622
ニ そ の 他 未 収 金	<u>11,018</u>
未 収 金 合 計	496,231

(3) 貯蔵品

556

(4) 前払金

210,238

流動資産合計	820,823
資産合計	<u>66,528,647</u>

負 債 の 部

	千円	千円	千円
3. 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ建設改良企業債	36,692,806		
(2) 引 当 金			
イ退職給付引当金	<u>32,816</u>		
固定負債合計		36,725,622	
4. 流 動 負 債			
(1) 一 時 借 入 金	320,000		
(2) 企 業 債			
イ建設改良企業債	2,794,407		
(3) 未 払 金			
イ営業未払金	94,234		
ロ営業外未払金	13,934		
ハその他の未払金	<u>412,951</u>		
未 払 金 合 計		521,119	
(4) 引 当 金			
イ賞与引当金	10,772		
ロ法定福利費引当金	<u>2,127</u>		
引 当 金 合 計		12,899	
(5) 預 り 金			
イ預り保証金	1,400		
ロ預り金	<u>13,755</u>		
預 り 金 合 計		<u>15,155</u>	
流 動 負 債 合 計			3,663,580
5. 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金			
イ国庫補助金	23,520,521		
国庫補助金収益化累計額	<u>△9,489,020</u>	14,031,501	
ロ府補助金	932,254		
府補助金収益化累計額	<u>△690,518</u>	241,736	
ハ他会計負担金	10,647,917		
他会計負担金収益化累計額	<u>△5,385,836</u>	5,262,081	
ニ受益者負担金	2,389,490		
受益者負担金収益化累計額	<u>△1,011,806</u>	1,377,684	
モ受贈財産評価額	1,120,521		
受贈財産評価額収益化累計額	<u>△261,435</u>	<u>859,086</u>	
長 期 前 受 金 合 計			<u>21,772,088</u>
負 債 合 計			<u>62,161,290</u>
資 本 の 部			
6. 資 本 金			
(1) 資 本 金			3,440,428
7. 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金		11,065	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ当年度未処分利益剰余金	<u>915,864</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>915,864</u>	
剰 余 金 合 計			<u>926,929</u>
資 本 合 計			<u>4,367,357</u>
負 債 資 本 合 計			<u>66,528,647</u>

令和4年度門真市公共下水道事業予定損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1. 営 業 収 益			
(1) 下 水 道 使 用 料	1,696,587		
(2) 他 会 計 繰 入 金	1,576,779		
(3) そ の 他 営 業 収 益	<u>6,151</u>	3,279,517	
2. 営 業 費 用			
(1) 管 渠 費	70,563		
(2) 普 及 指 導 費	32,640		
(3) 業 務 費	93,110		
(4) 総 係 費	78,312		
(5) 減 價 償 却 費	2,011,231		
(6) 資 産 減 耗 費	25,332		
(7) 流域下水道維持管理負担金	<u>841,386</u>	<u>3,152,574</u>	
 営 業 利 益			126,943
3. 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	1		
(2) 補 助 金	169,879		
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	700,042		
(4) 雜 収 益	<u>18,275</u>	888,197	
4. 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 費	501,311		
(2) 雜 支 出	<u>44,201</u>	<u>545,512</u>	<u>342,685</u>
 經 常 利 益			469,628
5. 特 別 利 益			
(1) そ の 他 特 別 利 益		1	
6. 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損		<u>0</u>	<u>1</u>
当 年 度 純 利 益			469,629
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			195,184
そ の 他 未 处 分 利 益 剰 余 金 變 動 額			<u>351,712</u>
当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金			1,016,525

令和4年度門真市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

資産の部		千円	千円	千円	千円
1. 固定資産					
(1) 有形固定資産					
イ 土 地		11,065			
ロ 構 築 物		100,834,456			
構築物減価償却累計額		<u>△41,839,909</u>	58,994,547		
ハ 工 具 、 器 具 及 び 備 品		1,656			
工具、器具及び備品減価償却累計額		<u>△1,177</u>	479		
ニ そ の 他 有 形 固 定 资 产		68,861			
その他有形固定資産減価償却累計額		<u>△65,418</u>	<u>3,443</u>		
有形固定資産合計			59,009,534		
(2) 無形固定資産					
イ 施 設 利 用 権		<u>7,457,884</u>			
無形固定資産合計		<u>7,457,884</u>			
固定資産合計			66,467,418		
2. 流動資産					
(1) 現金預金			529,622		
(2) 未 収 金					
イ 営 業 未 収 金		278,667			
貸 倒 引 当 金		<u>△6,739</u>	271,928		
ロ 営 業 外 未 収 金			37,854		
ハ そ の 他 未 収 金			<u>57,750</u>		
未 収 金 合 計			367,532		
(3) 貯蔵品			1,136		
(4) 前 払 金			<u>210,238</u>		
流動資産合計			1,108,528		
資産合計			<u>67,575,946</u>		

負 債 の 部			
	千円	千円	千円
3. 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ建設改良企業債	37,601,653		
(2) 引 当 金			
イ退職給付引当金	<u>41,414</u>		
固定負債合計		37,643,067	
4. 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ建設改良企業債	2,807,713		
(2) 未 払 金			
イ営業未払金	111,009		
ロ営業外未払金	3,750		
ハその他の未払金	<u>775,546</u>		
未 払 金 合 計		890,305	
(3) 引 当 金			
イ賞与引当金	13,458		
ロ法定福利費引当金	<u>2,733</u>		
引 当 金 合 計		16,191	
(4) 預 り 金			
イ預り保証金	1,517		
ロ預り金	<u>14,811</u>		
預 り 金 合 計		<u>16,328</u>	
流 動 負 債 合 計			3,730,537
5. 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金			
イ国庫補助金	23,792,571		
国庫補助金収益化累計額	<u>△9,908,533</u>	13,884,038	
ロ府補助金	931,683		
府補助金収益化累計額	<u>△706,804</u>	224,879	
ハ他会計負担金	10,640,184		
他会計負担金収益化累計額	<u>△5,572,120</u>	5,068,064	
ニ受益者負担金	2,403,504		
受益者負担金収益化累計額	<u>△1,054,036</u>	1,349,468	
ホ受贈財産評価額	1,120,503		
受贈財産評価額収益化累計額	<u>△281,596</u>	<u>838,907</u>	
長 期 前 受 金 合 計		<u>21,365,356</u>	
負 債 合 計			<u>62,738,960</u>
資 本 の 部			
6. 資 本 金			
(1) 資 本 金			3,809,396
7. 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金		11,065	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ当年度未処分利益剰余金	<u>1,016,525</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>1,016,525</u>	
剰 余 金 合 計		<u>1,027,590</u>	
資 本 合 計			<u>4,836,986</u>
負 債 資 本 合 計			<u>67,575,946</u>

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産の減価償却の方法

- ・ 減価償却の方法 定額法による。
- ・ 主な耐用年数
構築物 50年
工具、器具及び備品 5～10年

(2) 無形固定資産の減価償却の方法

- ・ 減価償却の方法 定額法による。
- ・ 主な耐用年数
流域下水道施設利用権 50年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

なお、「職員の退職手当に係る取扱いに関する覚書」に基づき、職員の退職手当支給総額316,410千円のうち、一般会計及び水道事業会計が負担すると見込まれる金額の合計276,721千円を除き、公共下水道事業会計が負担すると見込まれる金額39,689千円を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能

見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、28,796,517千円である。

2 その他未処分利益剰余金変動額について

その他未処分利益剰余金変動額351,712千円は、令和3年度における資本的収入が資本的支出に対し不足する額に補てんするため減債積立金を取崩したものである。

III リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

3 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内 3,456千円

1年超 9,938千円

計 13,393千円

IV その他の注記

1 引当金の取崩し

(1) 退職給付引当金の取崩し

令和4年度において、退職給付引当金の取崩しは予定していない。

(2) 賞与引当金の取崩し

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当の総額として42,477千円を支給するため、賞与引当金から12,789千円を取り崩す予定としている。

(3) 法定福利費引当金の取崩し

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の総額として8,012千円を支給するため、法定福利費引当金から2,489千円を取り崩す予定としている。

(4) 貸倒引当金の取崩し

令和4年度において、下水道使用料及び受益者負担金を不納欠損するため、貸倒引当金1,195千円を取り崩す予定としている。

令和4年度

門真市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
附属書類

企業債の概況

摘要 科目	前々年 度 現 在 高	年度 末 前 年度 見 込 高	現在 高 額	当該年度中 増 減 見 込			当該年度末 現在高 見込額
				当該年度中 起 債 見 込 額	当該年度中 元 金 償 還 見 込 額	千円	
企業債	千円 39,735,093	千円 39,487,213	千円 3,716,560	千円 2,794,407	千円 40,409,366	千円	

収益の収入

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計
1. 下水道事業 収 益			千円 4,341,926	千円 △ 4,460	千円 4,337,466
	1. 営業収益		3,454,319	△ 5,141	3,449,178
		1. 他会計繰入金	1,581,920	△ 5,141	1,576,779
	2. 営業外収益		887,606	681	888,287
		3. 長期前受金戻 入	699,361	681	700,042

(税込)

各 目 説 明		
節	金額	備 考
	千円	千円
1. 他 会 計 負 担 金	△ 5,141	一般会計雨水処理負担金
1. 長 期 前 受 金 戻 入	681	国庫補助金長期前受金戻入 △2,190 府補助金長期前受金戻入 △57 受益者負担金長期前受金戻入 85 他会計負担金長期前受金戻入 △38 受贈財産評価額長期前受金戻入 2,881

収益の支出

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計
			千円	千円	千円
1. 下水道事業 費 用			3,763,225	3,337	3,766,562
	1. 営業費用		3,250,387	△ 6,663	3,243,724
		5. 減価償却費	2,017,894	△ 6,663	2,011,231
	1. 営業外費用		507,338	10,000	517,338
		2. 消費税及び 地方消費税	5,000	10,000	15,000

(税込)

各 目 説 明		
節	金額	備 考
	千円	千円
1. 有形固定資産 減価償却費	△ 7,006	
2. 無形固定資産 減価償却費	343	
1. 消費税及び 地方消費税	10,000	

資本的収入

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計
1. 資本的収入			千円 2,772,978	千円 18,600	千円 2,791,578
	1. 企業債		2,495,160	18,600	2,513,760
		1. 建設改良企業 債	2,495,160	18,600	2,513,760

(税込)

各 目 説 明			
節	金 額	備 考	
	千円		千円
1. 建 設 改 良 企 業 債	18,600	資本費平準化債	

議案第75号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 佐野 幸雄

1 生年月日 [REDACTED]

提案理由

人権擁護委員佐野幸雄の任期が令和5年6月30日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学歴

1



職歴

1



1



1



1



1



議案第76号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 中道文夫
なか みち ふみ お

1 生年月日 [REDACTED]

提案理由

人権擁護委員中道文夫の任期が令和5年6月30日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学歴

1



職歴

1



1



1



1



1



1



1



1



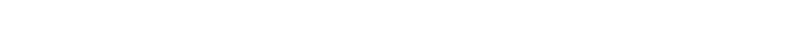
1



1



1



議案第77号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 の ぐち み とし
野 口 美 寿

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

人権擁護委員野口美寿の任期が令和5年6月30日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学歴

1



職歴

1



1



1



1



1



1



1



1



議案第78号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 東 口 好 行
ひがし ぐち よし ゆき

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

人権擁護委員西川和彦の任期が令和5年6月30日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学歴

1



職歴

1



1



1



1



1



1



1



1



1



1



議案第79号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年11月29日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 増 田 悅 子
ます だ えつ こ

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

人権擁護委員畠智恵子の任期が令和5年6月30日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学歴

1 [REDACTED] [REDACTED]

職歴

1 [REDACTED] [REDACTED]
1 [REDACTED] [REDACTED]